

いじめ根絶を めざして

(教師用指導資料)

徳島市教育委員会

令和 5 年 7 月発行

はじめに

「いじめ」は、子どもの心に傷を残し、人間としての健全な精神的成長を妨げ、人生を左右しかねない重大な問題です。したがって、次代を担う子どもたちの基本的人権を脅かす絶対許されない問題であり、これを解決することは国民的課題となっております。

徳島市におきましては、「いじめ」ゼロを合い言葉に子どもの人権を第一とする学校教育を推進し、PDCA サイクルをもとに自ら考え行動できるよう、よりよい活動を模索・工夫しながら粘り強く取り組んでまいりました。平成19年度には徳島市教育委員会に対策チームを設置し、本市の児童生徒が心穏やかに安心して学べる施策を検討し、一人一人の自立を目指した学校運営を応援してまいりました。その取組の一つに、悩む児童生徒の一人でも応援できるようにと3年に一度の全市調査を行い、実態を明らかにして「いじめ」解決の手だてを講じてまいりました。さらには「いじめ」は社会全体の在り方が問われている課題と考え、保護者への啓発、関係機関との連携、広く市民に協力をお願いし健全育成を中心とした総ぐるみでの「いじめ」の根絶をめざす様々な施策を講じております。

平成24年度、全国各地において「いじめ」により児童生徒が自ら尊い命を絶つという痛ましい事件が発生し、文部科学省においても、問題行動調査におけるいじめの定義を改定。犯罪行為といじめに言及し、警察への相談・通報など連携強化の必要性と重要性を指示し、平成25年6月には「いじめ防止対策推進法」が成立しました。国として「いじめ」防止対策を総合的・効果的に推進することが規定され、近年は重大事態の事案に対応してきておりますが、このことが物語る子どもの生活、思い、深い悲しみを直視し、子ども自ら命を絶つ状況に対しこれまで以上に日々の生活に視点をおき、保護者、地域と連携しながら個々の自立を支えてまいりました。

本市における地道な取組は、「いじめ」の解消率から一定の成果があったと考えられますが、令和3年度実施の全市調査にも「今もいじめが続いている」と答えた児童生徒がおり、すべての児童生徒の人権を守るためにも一人一人の子どもに寄り添い、支え、共に歩む学校教育を推進しなければと心を引き締めるところです。

平成7年度に初版を作成した本市指導資料は、そのときの状況変化を反映し、平成13年度に部分、平成19年度に全面改訂してきております。平成25年度には、いじめ防止対策推進法の施行に伴い学校への支援体制等を再検討し、全面改訂を行ってまいりましたが、今回、全国的な現状を真摯に受け止め、さらなる取組を進めるために改訂を行いました。

本改訂の趣旨として、「いじめ」の根絶を実現するため、「すべての子どもの人権を守る」認識のもと「いじめを見抜く子ども」「いじめを許さない子ども」を育成すること、そして子ども自身が解決を図る姿を応援しようとするものです。「いじめが起こらない」社会の実現に向けてどの子どもその一員として関わられるようにする共通目標を掲げ、各校において生徒指導の充実に活用いただけましたら幸いです。

各学校におかれましては一人一人の成長への後押しとともに「いじめ」問題の本質や子どもたちの実態を把握しての校内体制の構築など、家庭・地域・関係機関や関係団体との連携を密にし、子どもたちが社会の一員としての力を獲得できるよう、取り組んでいただいていることと存じます。今後も「いじめ根絶」を目指し、さらなるご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

徳島市教育委員会
教育長 松本 賢治

目 次

I いじめ防止対策推進法

1	法の成立までの経緯	1
2	法の目的といじめの定義	1
3	いじめの態様	3
4	いじめの4層構造	4
5	いじめの重大事態	5

II 未然防止のための学校づくり

1	全校的な体制づくり	7
2	職員会議・校内研修の充実	11
3	学級経営・仲間づくり	12
4	家庭・地域、関係機関との連携	16
5	生徒指導の充実	19
6	教育相談の充実	27
7	未然防止教育（子どもの権利・人権・特別支援・道徳）	31

III 実態把握

1	「早期発見」「未然防止」のための実態把握	36
---	----------------------	----

IV 早期解決のために

1	いじめ問題に関する学校における取組の流れ	39
2	初期対応	40
3	いじめられた児童生徒への対応	41
4	いじめた児童生徒への対応	44
5	周りの児童生徒への対応	47
6	保護者への対応	48
7	再発防止・継続支援	49
8	いじめの解決に向けた関係機関との連携	50
9	いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携	51

V ネット上のいじめへの対応

1	ネットいじめとは	55
2	ネットいじめの防止	57
3	基本的な対応	63

VI 資料

■	相談機関一覧	67
■	引用・参考文献	68
	「いじめ防止対策推進法」の概要	69

I いじめ防止対策推進法

1 法の成立までの経緯

「いじめ」は、基本的人権を脅かす絶対許されない問題として深刻に受けとめ、重大視していかなければならないものです。しかし、これまでに児童生徒自らが命を絶つまで発展し、社会に大きな衝撃を与え、さらには傷害致死を伴う事件が発生するなど、大きな社会問題として取り上げられました。

第4期の社会問題化は、2011年（平成23年）10月の大津中学2年生自死事件であり、これを契機として2013年に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。法の制定は、いじめ防止に社会総がかりで取り組む決意を示すと同時に、いじめが児童生徒の自浄作用や学校の教育的指導に頼るだけでは解決が難しいほどに深刻化し、制御のために法的介入が行われることになったものと捉えることができます。その意味において、法制化は、学校におけるいじめ対応に大きな転換を迫るものであると受け止めなければなりません。

現代のいじめは、昭和時代の「ガキ大将といじめられっ子」の世界とは大きく変わり、大人が止めなければ死の淵まで追い詰められることをしっかりと意識することが重要です。

2 法の目的といじめの定義

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、**人権を社会の基軸理念に据えて、社会の成熟をめざすという決意**が法律の中にも表明されています。

法の基本的な方向性は、

- ・社会総がかりでいじめ防止に取り組む
- ・重大事態への対処（背景調査を含む）において公平性・中立性を確保することにあります。

いじめの防止のための対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることや、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの問題に関する子どもの理解を深めることを旨として行われなければなりません。また、いじめを受けた子どもの生命と心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、**国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭などの関係者が連携**する必要があります。

各学校においては、①いじめ防止のための基本方針の策定と見直し ②いじめ防止のための実効性のある組織の構築 ③未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応が義務付けられています。

また、**いじめ防止対策推進法**はいじめの要件を「児童生徒間で心理的又は物理的影響を与える行為であり、行為の対象者が心身の苦痛を感じている」こととし、いじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っています。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体的又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向等配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- 文部科学省の調査においても、「いじめ」に当たるかどうかは「いじめられた児童生徒の立場に立って」判断を行うとなっています。
- 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指します。・・・**関係性**
- 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。
- 「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。・・・**行為**
- けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。・・・**被害感**

同法の趣旨を踏まえ、「心身の苦痛」との定義が限定して解釈しないように、いじめられたとする児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察、確認して判断する必要があります。

定義の運用に際して

定義はあくまでも調査のための指標であり、児童生徒間のトラブルを「いじめの定義」に照らして形式的に判断・指導することのないように留意する。学校では、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、事実確認を重視し、常にその解消に向けて指導すること、また、常に児童生徒の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することが重要です。

- 「表面的・形式的に行うことなく」とは、いじめの有無を、アンケート調査等の数値のみで判断したり、一時的な様相観察から主観的に判断したりしないということ。
- 「いじめられた児童生徒の立場に立つ」とは、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援するということ。

いじめの定義の特徴は、「**関係性**」「**行為**」「**被害感**」の3つです。上記の定義の運用にもあるように、定義に則って認知するということは、これら3つが揃ったから「いじめ」と認知するのではなく1つでも気になるところがあれば疑う必要があるということを示しています。

- ・ 関係性に変化が見られたら「いじめ」を疑う
- ・ 行為が発覚したら、あるいは行為が疑われたら「いじめ」を疑う
- ・ いつもと様子が違ったり元気がなかったりする様子から被害感を疑い、「いじめ」を疑う

このことは、「いじめを減らしたいと取り組んでいるが、常にいじめはある」と思ってあたるということです。つまり、「見逃さない」ために、必ず発生するものという認識を持ち、早期発見につながることが重要なのです。定義は、子どもの人権を守るセーフティーネットとして機能することに意味があります。

○ 国の基本方針の策定（法の規定を受け、「いじめ防止等のための基本的な方針」策定）

「国の基本方針」を踏まえて、地方公共団体は地域の実情に合わせて具体的な「地方いじめ防止基本方針」を作成することが努力義務とされ、各学校は、これを受けて「**学校いじめ基本方針**」を策定することが義務付けられました。

方針決定のプロセスにおいて保護者や地域の人々、児童生徒の意見を採り入れることや、策定された方針をホームページなどで公開し、保護者や地域の人々と共有することが求められています。基本方針の策定を通して、いじめ防止の活動を学校内にとどめず、地域社会を巻き込んだものにするのが目指されています。

○ 平成29年「国の基本方針」の改定

学校におけるいじめ対応の基本的なあり方
（重点事項）

- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- ・ いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者との面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つも要件が満たされることを指す。
- ・ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第 23 条題 1 項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・ 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学式に必ず説明する。

3 いじめの態様

文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」のいじめに関する態様には、言葉や仲間はずれ、暴力、ネットを通したいじめといった、行為があげられています。実際に警察に事実が上がってくれば事件化し、この行動を特定します。また、重大事案で第三者委員会を開いたとしても、直接的にいじめで自殺したかは分からないこともあり、この行動が特定されることが大事となるのです。

行為（直接的攻撃（例））

言語的いじめ

- 言葉によるいじめ：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
 - ・勉強や性格、体格のことでからかう。　　・嫌がらせをする。
 - ・相手の欠点や弱みをとらえて威嚇する。　　・やじる。

仲間はずれ（間接的攻撃、関係性攻撃、社会的攻撃の場合も）

- 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・近くに寄らず、避ける。　　・同じ列に並ばない。
 - ・同じ班やグループに入れない。　　・話合いからははずす。

暴力・身体的攻撃

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりしてたたかれたり、蹴られたりする
 - ・ごっこ等にみせかける。　　・あたかも仲のよさからでた行為のように見せる。
- 酷くぶつかられたり、遊ぶふりしてたたかれたり、蹴られたりする
 - ・集団で執拗に殴る、蹴る。　　・運動中の出来事のようにみせかける。

恐喝

- 金品をたかられる
 - ・食べ物などをおごれと強要する。　　・ゲームソフトを要求する。

所有物の盗み・破壊

- 金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする

強要

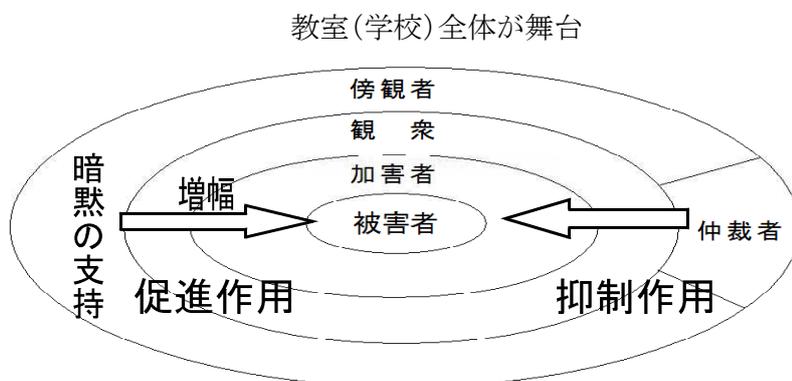
- いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・用便の邪魔をする。　　・人前で裸にする。　　・火をさわるよう強要する。

ネットいじめ（間接的攻撃、関係性攻撃の場合も）

- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる
 - ・友達の悪口、うわさ話やうその情報などを書き込む。

4 いじめの4層構造

いじめは、意識的かつ集団的に行われるものです。【モデル森田洋司著「いじめとは何か」より作成】



【いじめ集団の四層構造モデル】

- 「いじめる側」
- 「いじめられる側」
- 「観衆」(はやしたてる)
- 「傍観者」(見て見ぬふり)

※舞台と観客の反応によって進行する状況ドラマ

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではありません。周りではやし立てたり、喜んで見ている「観衆」は、いじめを積極的に肯定する存在です。見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを暗黙的に支持する存在であり、いじめられている児童生徒にとっては、支え(味方)にはなりません。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する行為者であり、許されません。

また、この4つの層は、固定したものではなく入れ替わることもあります。「被害者」が「加害者」に、「観衆」や「傍観者」が「被害者」になることもあります。つまり、誰もが「被害者」「加害者」になる可能性があるということです。この不安感が、いじめの陰湿化を招いたり、いじめを外から見えにくくしていると考えられます。

いじめが行われたとき、周囲の児童生徒がはやし立てたり見て見ぬふりをしたりすることで、いじめは更に助長され深刻化します。しかし、周囲の者がいじめは許さないという態度を示すとき(「仲裁者」になるとき)、いじめは抑制されます。つまり、いじめは集団の行動のあり方と大きく関係しているといえます。

本4層構造は、集団の中の関係性が見られるものです。また、日頃の関係性が現れているともいえます。常にこの関係性を意識し、一人一人の状況を把握しておくこともいじめ認知の重要な要素となります。

5 いじめの重大事態

いじめによる児童生徒の自殺など、重大事態が後を絶たないことを受け、平成 29 年に法及び国の基本方針に基づく対応を徹底するために、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が定められました。

いじめの**重大事態**とは

「生命・心身・財産重大事態」

- ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合(第 28 条 1 号)

「不登校重大事態」

- ・いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合(同 2 号)

これらの原因として、いじめ(疑いも含む)が確認されれば、「組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」を実施します。

2 号は不登校の基準の年間 30 日間を目安にしますが、一定期間連続して欠席している場合には、目安に関わらず迅速な調査に着手する必要があります。調査は「公平性・中立性」を確保し、被害児童生徒・保護者の「何があったのかを知りたいという切実な思い」を理解した上で、いじめの事実の全容を解明することと、学校・教育委員会等の対応を検証して同種の事案の「再発防止」につなげることが目的です。

公立学校は、重大事態の発生を認知した場合、直ちに教育委員会に報告します。児童生徒・保護者から重大事態に至った、もしくは疑いがあると連絡があった場合報告・調査にあたります。

教育委員会は地方公共団体の長に報告するとともに、調査を行う主体は学校もしくは教育委員会等によりますが、どのような調査組織にするかについての判断をします。学校の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会等が主体で調査を行います。

「事実関係を明確にする」とは、「いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に」**解明**することです。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、再発防止に努めることが求められます。

調査によって明らかになった結果は、被害児童生徒・保護者に対して適時・適切な方法で提供します。関係者の個人情報への十分な配慮が必要ですが、個人情報保護を楯に説明を怠ることは避けなければなりません。

学校及び教育委員会等は、調査結果に基づき、被害者児童生徒に対しては**安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う必要**があります。加害児童生徒に対しても、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、**成長支援につながる丁寧な指導**を行うことが求められます。

Ⅱ 未然防止のための学校づくり

1 全校的な体制づくり

平成27年12月に中央教育審議会により「チームとしての学校のあり方と今後の改善方策について」の答申が出されました。本答申は、チーム学校が求められる背景として

- (1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備
- (2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備
- (3) 子どもと向き合う時間の確保等のための体制整備

の3つの観点が挙げられています。

「新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備」では、「社会に開かれた教育課程」として、学校での学びと、実生活や社会生活、つまり、現実世界とを接続させ、児童生徒自身が学ぶことに対する意義や意味を見出すことの重要性が指摘されています。

児童生徒が学校で日々学んでいることは、学校の中だけに閉じたものではなく、現実世界との関連があるということを認識することによって、将来の自己実現を展望することが可能になります。その際、地域社会の様々な人たちが学校の教育活動に参画し、適切なカリキュラム・マネジメントのもとで教職員と協働することが求められます。「複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備」は、児童生徒の健全な育ちを保障・達成するために解決すべき喫緊の課題です。

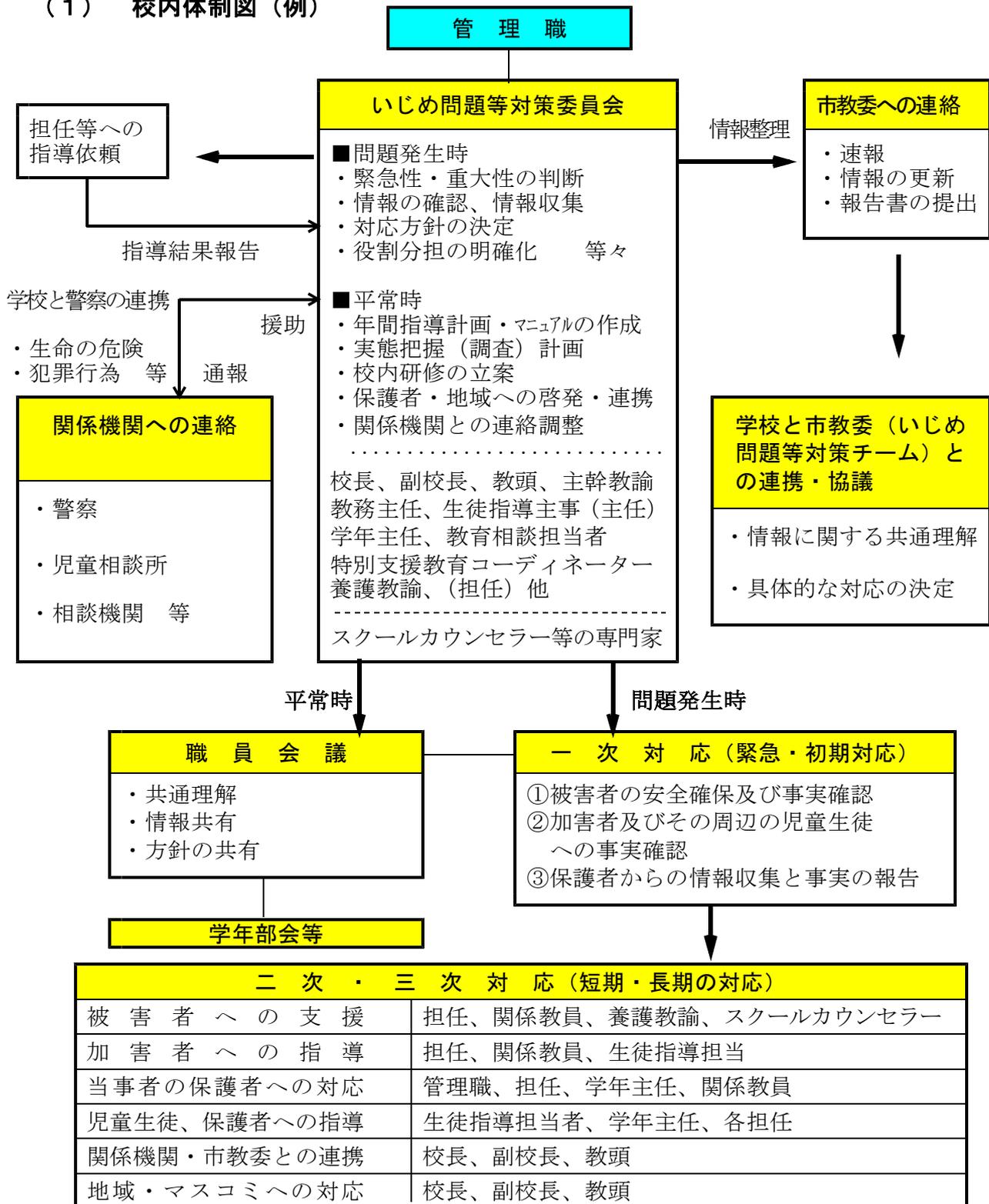
● 「いじめ問題等対策委員会」を核とした体制づくり（法第22条）

いじめの未然防止（早期発見・早期対応）のためには、校長のリーダーシップのもと、学校全体の体制づくりが重要となります。

そのために、いじめ対策のための専門委員会（「いじめ問題等対策委員会」）を設け、学校としての指導方針や対応策を確立するとともに、報告・連絡・相談のシステムを徹底しておく必要があります。その際、組織の中にコーディネーター的な役割を果たす教員を位置づけておくと、効率的でスムーズな運営が可能になります。

いじめ問題等対策委員会の運営計画は明文化し、定例的に開催するとともに、いじめが発見された時は、早急に開催することが重要です。

(1) 校内体制図 (例)



(2) 「いじめ問題等対策委員会」運営計画 (例)

- ① 開催 月1回の定例会及び、問題が生じたときに随時開催する。
- ② 指導原則
 - (ア) 問題の発見・解決にはできる限り早期に対応する
 - (イ) 解決の方向・方策は具体的に決定する
 - (ウ) 問題には、全教職員が一致団結して当事者として対応する
 - (エ) 問題が発生したら、解決の確認まで各自が責任を持って対応する
 - (オ) 問題解決の最終判断は校長が行う

(カ) 協議に関して個人情報の取り扱いには慎重に行う

③ 活動原則

- (ア) いじめの発見
- i 担任・専科教員等による日常の観察
 - ii チェックリスト・アンケート等による調査実施
 - iii 客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度による確認
- (イ) 発見時の対応
- i 担任はその日のうちに管理職に概要を報告する
 - ii 委員会開催が必要と判断した場合、報告から24時間以内に開催し、初期の対応方針を決定し、対応を開始する（休業中は可能な範囲で）
 - iii 対応開始から5日以上経っても改善が見られない場合は、委員会を開催し、新たな具体的対応策を話し合う

●役割分担の明確化

生徒指導上の問題については、学級担任の果たす役割は重大です。しかし、学級担任だけが一人で抱え込まず、それぞれの職責に応じて明確に役割と責任を分担した上で、常に相談し、互いにサポートしあいながら全校体制で取り組むことが大切です。（法第23条）

また、近年、生徒指導上の問題における、養護教諭や特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーが果たす役割の重要性が指摘されています。この役割が十分に果たせるよう体制をつくることも大切です。

(3) いじめ問題発生時の主な役割（例）

役職等	主 な 役 割
校長・副校長	<ul style="list-style-type: none"> ① 指導方針を決定し、全教職員に周知 ② 関係教職員へ対応について明確な指示 ③ 教育委員会への報告 ④ P T A・地域との連携 ⑤ 対外（報道関係等）窓口の一本化 <p>※ 場合によっては直接児童生徒・保護者への対応</p>
生徒指導主任	<ul style="list-style-type: none"> ① 全情報を集約し、全容解明にあたる（校長に報告） ② 学年間の連絡調整 ③ 校長の指示のもと関係機関・団体との連携 ④ 担任と協力し、当該児童生徒への対応 ⑤ 学校の全体指導
学年主任	<ul style="list-style-type: none"> ① 学年内の情報集約（生徒指導主任・主任に連絡、校長に報告） ② 指導方針の立案（校長に提言） ③ 学校の指導方針に沿い、学年内へ具体的な指示 ④ 他学年との連携 ⑤ 担任をサポートし、当該児童生徒・保護者への対応 ⑥ 学年の全体指導
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ① 学級での情報収集（学年主任へ報告） ② 当該児童生徒・保護者への対応 ③ 学級の全体指導
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該児童生徒へのヘルスカウンセリング ② 情報収集（必要に応じて関係者に連絡） ③ 医療機関との連携
他の教職員	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報収集（学級担任に連絡） ② 担任をサポートし、児童生徒への対応

●職員間の共通理解

心をもつにするためには、同一目標を持つことが大切です。学校の実態に応じた「いじめ問題等対策計画」「いじめ問題に関する年間指導計画」や「いじめ発生時の危機管理マニュアル」等を作成し、教育目標・努力事項等の具現化を図り、共通理解と周知徹底に努めましょう。

■いじめ問題に関する年間指導計画（例）

□：教職員間の活動 ○：児童生徒、保護者の活動

月	取組事項	ポイント
4月	<input type="checkbox"/> 学校間、学年間の情報交換、指導記録の引き継ぎ <input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解 ・いじめ問題等対策委員会編成【職員会議】 <input type="checkbox"/> いじめ問題等対策計画の策定と見直し・共通理解 <input type="checkbox"/> 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり【学級活動】 <input type="checkbox"/> 人権宣言を作成【学級活動】 <input type="checkbox"/> 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【家庭訪問等】	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぎます。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示します。
5月	<input type="checkbox"/> 教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 行事（修学旅行・遠足・自然の家等）を通じた人間関係づくり <input type="checkbox"/> 校内研修「いじめを起こさない指導のあり方」	・児童生徒の班編成の場面に留意が必要です。
6月	<input type="checkbox"/> 「学校生活アンケート」（いじめも含む）の実施と分析 教師間での風土チェックと子どもの意識調査 <input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】	・6月は児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期です。
7月	学校評価の実施→児童生徒・保護者の意見を聞く	・いじめ対策を点検します。
8月	<input type="checkbox"/> 教育相談に係る研修講座への参加 <input type="checkbox"/> ピア・サポート等の開発的教育相談の研修（教師・児童生徒）	・相談技術の向上を図ります。
9月	<input type="checkbox"/> 夏休み明けの教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 「学校生活アンケート」（いじめも含む）の実施と分析	・児童生徒の変化を確認します。
10月	<input type="checkbox"/> ピア・サポート等の開発的教育相談の実施【児童・生徒会活動】 <input type="checkbox"/> 行事（運動会・体育祭・合唱コンクール等）を通じた人間関係づくり	・児童生徒主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す支援を心がけます。
11月	教師間での風土チェックと子どもの意識調査 <input type="checkbox"/> 交流学习の工夫・話し合い活動「生活の向上」【学級活動】	・11月は児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期です。
12月	<input type="checkbox"/> 人権週間（人権意識啓発活動） 学校評価の実施→児童生徒・保護者の意見を聞く	・人権感覚を高めます。 ・いじめ対策を点検します。
1月	<input type="checkbox"/> 冬休み明けの教育相談の実施	・児童生徒の変化を確認します。
2月	<input type="checkbox"/> 「学校生活アンケート」（いじめも含む）の実施と分析 <input type="checkbox"/> 話し合い活動「次年度に向けて」【学級活動】	・クラス替えによる人間関係に不安を持ち始める時期です。
3月	<input type="checkbox"/> 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 <input type="checkbox"/> 小中の情報連携のための連絡会	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備です。

2 職員会議・校内研修の充実

● 共通理解と資質の向上

いじめの問題を正しく理解し、早期発見・早期対応を図るためには、児童生徒一人一人を理解するための職員会議や、教師自身の感受性や共感性を高める校内研修が必要です。

いじめを予防するための職員会議や校内研修会の開催にあたっては、「いじめは、どの学校でもどの児童生徒にも起こりうる」という共通認識のもと、切実感を持って主体的に参加できるような工夫をすることが大切です。特に、校内研修会では、事例研修会やロール・プレイングの手法を活用した演習等を取り入れると効果的です。

(1) 職員会議

職員会議は、校内「いじめ問題等対策委員会」や生徒指導部での協議を通して示された指導方針等の共通理解や情報の共有化を図る場です。いじめの問題に対して、学校全体として組織的に対応するために、校長のリーダーシップのもと、全職員が協働して問題解決や未然防止に取り組もうとする意識を高めることが大切です。

(2) 校内研修

校内研修は、自校の教育課題の解決や教育目標の達成のために教職員全員、学校全体で取り組んでいけるよう、教職員一人一人の指導力や専門職として教育的力量を高めることを目的として実施するものです。

いじめの問題に関する校内研修の内容としては、いじめの問題について共通課題をもち、教師一人一人が考えを出し合い、解決に向けて具体的方策を導き出す事例研修や、特別支援教育について正しい理解と対応方法を学ぶ研修等が考えられます。

研修を進める際、小グループでの話し合い活動等を取り入れ、理念のみの話し合いに終わることを避け、最終的に教職員全員が共通の認識をもつことができるように工夫することが大切です。また、自校の実態を踏まえた話し合いや検討会、具体的な取組計画の策定等も取り上げると、より効果的な研修になると思われます。

さらに、児童生徒に対するアンケート結果等を効果的に活用し、客観的な数値に基づいた話し合いを行うことで、より実践的な研修になると思われます。

■ 研修会を始めるにあたり準備するとよいこと

- ① 年間校内研修計画に研修会を入れておくこと
- ② 研修目的を管理職と研修担当者で明らかにしておくこと
※必要に応じて、テーマを「いじめ」そのものではなく、「人権」等に変えてもよい
- ③ 研修会の日程等（講師、時間、場所、必要品等）を早めに教職員に周知しておくこと

●いじめ防止対策推進法 第十八条

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童生徒等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等の対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

3 学級経営・仲間づくり

●学級風土づくりと未然防止

深刻ないじめを減らしていくうえで「いじめを生まない」という未然防止の発想に立った取組は重要です。多くの児童生徒がいじめに巻き込まれているという現状から、些細な行為が簡単に深刻ないじめへと移行することを防止するために、潤いに満ちた学級風土をつくりだす、”居場所づくり”を意識した学級経営が必要です。

「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という早期発見・早期対応の姿勢はもちろん大切ですが、いじめ行為の多くが「目に見えにくい」こと、被害者と加害者が短期間に大きく入れ替わることがあるといった状況を考えれば、そこに限界があるのも事実です。

文部科学省国立教育政策研究所発行の生徒指導リーフでは、いじめの加害の背景としてストレス等の要因を挙げています。その中で、「友人関係」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つを、児童生徒をいじめの加害に向かわせる大きなストレス要因としています。

これらの要因が高まると、加害に向かいやすくなります。リスク要因が高まった状態で、何らかのきっかけ（偶発的な要因）が重なることで、いじめが発生します。リスク要因を低く抑えることで、たとえ適当な相手（自分が勝てそうで、都合の良い口実・きっかけがある等）と、適当な方法（自分にとっては簡単で、大人に見つかりにくく、見つかっても言い逃れができそう等）があっても、加害行為には及ばないとしています。

つまり、児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じることができ、互いに支え合うことができ、だれもが落ち着いて生活できる学級風土をつくり、ストレス要因を抑制すること（居場所づくり）、また、そのための授業づくりや集団づくりが、未然防止につながります。

(1) いじめを生まない学級経営のポイント

○児童生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級づくり

→ 児童生徒に対する教師の受容的、共感的態度がありますか

○規律と活気のある学級集団づくり

→ 児童生徒の自発的、自治的活動を保障していますか

○「だめなことはだめ」という毅然とした指導

→ 児童生徒を認めてほめることを基本として対応していますか

※「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるとの研究結果も

○正しい言葉遣いができる集団を育てる

→ 人権尊重の風土づくりに努めていますか

※いじめの大半は言葉によるものです。人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要です。

○学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続する

→ 見通しと安心感をもたせ、教師を含めた人間関係を深めていますか

※特に年度始めが重要です。年間を通じ、改善に向け粘り強く毅然とした指導の徹底を

○児童生徒の実態を把握する（質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等の活用）

→ 児童生徒とのコミュニケーションを大切にし、日々の様子を把握できていますか

○担任として、自らの学級経営のあり方の目標を立て、定期的に見つめ直し、見直しをもって学級経営を進める

→ 指導要領の目標達成はもとより、個性を伸ばす指導を展開し、学校での学びを大切にす指導に心掛けていますか

『学級づくり』

失敗を受け止め合える学級

全ての人それぞれ課題を抱え、時に失敗を重ねて成長していきます。ともに暮らす仲間の失敗を受け止め合える学級づくりは、「いじめ」を克服します。

親和的な集団づくり

すべての子どもの個性が輝き、相互に学び合い、認め合う関係があり、誰もが安心して自己を表現し、温かく受け入れられる、そんな親和的な学級では、人と人とのあり方の素晴らしさを知り、自ら学級づくりに努力します。

子どもたちは学級担任との出会いの中にその可能性を見ます。「先生が私のことをわかってくれる」という安心感や充実感、他者を思いやる心のゆとりを生みます。子どもたち相互の関係があたたかなものになっていく基盤は担任との深い信頼関係がなくてはなりません。

個性を尊重する姿勢

学級の児童生徒との人間関係の中心に立つ担任は個性豊かな児童生徒全員と相互関係を築き、一人一人についての「児童生徒理解」をもつ必要があります。子ども一人一人との時間を確保し、自己や他者への理解、集団づくり等をテーマに本気で話し合いをもつことが、学級づくりの柱となります。

日々の生活の中で感じたことや浮かんだ考えを伝え合う機会をつくることも有効な手段です。こうした実践の中で教師自身が学ぶべき多くのことを発見することになります。独善的で一方的な子ども理解、権威や立場にこだわったかたくなな指導では子どもの「心の居場所」となる学級づくりはできません。担任が感性豊かであることは学級づくりに欠かせません。そのためには一人一人を大切にする授業づくりが重要です。

『授業づくり』

子どもとともに学ぶ姿勢で

毎日の授業に取り組む私たち自身、子どもの豊かな発想や感覚に感銘を受けたり、子どもに教えられたりした経験は多々あります。子どもたちにとっても教員にとっても授業の楽しさは新鮮な感覚や発想、また心のやり取りの中に見いだすことができます。

しかし、いつの間にか余裕をなくし「分からせよう」と肩に力が入った教師主導型の授業に落ち込み、ストレスを高めている現実もあります。教師自身「子どもとともに学ぼう」「子どもの反応から学ぼう」という姿勢に立ち戻ることが子どもの主体的な学習を進める出発点です。

授業が「いじめ」をおおる

授業が「いじめ」を増幅させる場合があります。例えば、学習班の競争はともすると能率主義、効率主義に陥り、お互いを認め合うどころか、立場の弱い者への批判を定着させてしまう危険性をもっています。これは、教員が余裕をなくした教え込み型の授業の産物ともいえます。まして教員の「まだできないの」「いつもおまえだな」「だめな班だな」など不用意な言動が加わると一層です。露骨に「こんな態度は減点だ」などという発言は子ども同士の競争をおおる、相互不信を定着させてしまうもので、授業をしているとはいえませぬ。

一人一人が大切にされる 魅力ある授業

魅力ある授業の展開には「個性の尊重」「相互理解」という視点が重要です。

子どもの発想や感覚を新鮮なものに感じる教員の感性は、生き生きと自らの感覚や発想を表現する子どもの活動を導き出します。個性的な感覚や発想が教員によって受け止められて初めて子どもは落ち着いて自らの学習課題を見つけ出していきます。適切な教員の支援によって課題解決に取り組み、学習成果を発表できるようになります。

こうした個性を生かした学習活動は、学習集団における相互理解という作業を通じて一層の成果を生みます。「あの子は何であんな発想ができるのか」「あの子は何に気付いてこの課題を見つけたのか」「あの発表の仕方はおもしろい」「あの言い方をしてくれたからよくわかった」「イラストの表現がうまいね」など、学習の過程において子どもが相手を知り、そしてそのことを相手に伝えるという相互理解の場面を工夫することが大切です。教員だけでなく、多くの仲間から自分の取組が受け止めてもらえたと子どもが実感した時、授業は魅力あるものになります。

(2) いじめ根絶に取り組む教師

●未然防止の取組の重要性

「生徒指導」の目的は、児童生徒の健全な発達を促すことですから、「生徒指導」の取組の中心は児童生徒に対する日々の働きかけにあります。つまり、問題対応型「発生してから対応する（事後対応）」という取組から、健全育成型「問題が発生しにくい学校・学級風土をつくる（未然防止）」という取組へ転換することが求められています。

もちろん、実際に「生徒指導」上の問題が起きた場合に、速やかに適切な対応が行われること（早期対応）が重要であることは言うまでもありませんが、今、学校ではお互いに向上しようとする学校風土をつくる、問題行動を回避できる児童生徒を育てる等の予防的な考え方へと軸足を移すことが求められています。

いじめのように「目に見えにくい」問題事象の場合は未然防止の取組がととも重要です。学校生活の中では、子ども同士の些細なトラブルは日常茶飯事ともいえます。しかし、それがいじめへと発展していくことのないように取組を図ることが、何より重要です。

「いじめ」は潜在化していることが多いため、うわべだけの行為や表面的な感情だけでは見抜けません。以前の「いじめ」は、集団の中で弱い立場にあるものだけが標的とされる傾向がありました。

しかし、現代では、集団に埋没することに安堵感を覚える意識が、異質を排除する風潮に転化し、集団からちょっとはみ出しただけで、どんな子でも「いじめ」の対象となり得るのです。

「いじめ」を受けている子は、「親に余計な心配をかけたくない」「自分だけじゃない」「学校以外では忘れていたい」などと考え、さらには仕返しや「いじめ」の激化を恐れて相談できずに事態を悪化させてしまうこともあります。加害者は発覚を恐れ、単なる悪ふざけのように装い、被害者の口を封じたりします。偽装を見抜き、「いじめ」の早期発見に努めましょう。

また、**教員が「いじめ」は重大な人権侵害ととらえ、一人一人の人格を気遣うことが「いじめ」根絶の前提になります。教師自身が毅然とした態度による取組が、「いじめ」解消の基盤となります。**校内研修等を通じて教師自身が「いじめ」に苦しむ心情を共感的に受け止められる豊かな感性と人権感覚を養うことが「いじめ」の抑止力となります。

「いじめ」を見抜く感性を磨くこと

「いじめ」は、教師の目の届きにくいところで起こります。「チェックポイント」等を参考にして、教師自身が「いじめ」を見抜く感性を磨くことです。

「いじめ」は許さないという学級風土をつくること

道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃から、「いじめ」を許さない学級風土をつくることです。

「魅力ある学校づくり」をめざす ～いじめが起きにくい学校風土・学級風土～

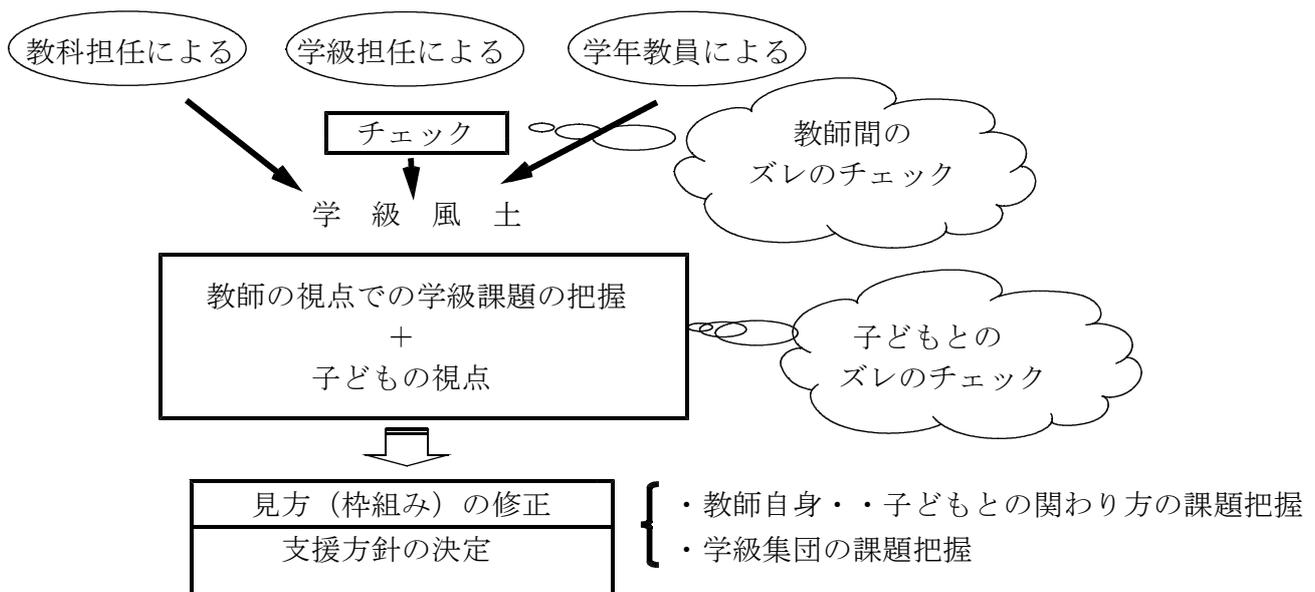
いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得るものです。このような誰もが巻き込まれるいじめについては、一部の児童生徒を想定した取組よりも全員を対象とした取組が必要です。児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりが未然防止になります。

すべての児童生徒が加害者にならなければ被害者もいなくなると考えると、人間関係のトラブルを回避し、プレッシャーをはねのけられる児童生徒に育つことが大切であるとともに、主体的に取り組む協同的な活動を通じて、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童生徒全員が感じられることができれば、いじめに向かう児童生徒は減少していきます。

そのためにも全ての児童生徒を対象に、日々の授業や学校生活の中で、児童生徒が「学校に来るのが楽しい」と感じられるような「魅力的な学校づくり」を進めていきましょう。

いじめ根絶に向かうには、チーム学校とともに子どもに対する深い愛情、一人一人の人権感覚、生徒指導の充実、が最も重要であると述べてきましたが、再度、教師のあり方や大切にすることを確認しましょう。

学級風土のチェックと支援の策の検討



4 家庭・地域、関係機関との連携

●開かれた学校づくり

「いじめ」をはじめ、どんな問題行動も各教職員が孤軍奮闘するよりも、多くの教師や保護者、専門機関などの協力を得ることが早期の解決につながります。特に、「いじめ」は実態がつかみにくく、情報を得るのに苦労します。また、謝罪してすむという単純な問題ではなく、心のケアや人権問題の視点からも学級・学校で考えなければならない要素をたくさん含んでいます。

「いじめ」問題の解決には、組織的な対応が必要不可欠です。さらに、学校だけで解決しようとせず、家庭・地域・関係機関や団体と連携をとり合い、共に力をあわせ全力で取り組むことが大切です。

(1) 連携強化のポイント

① 教育目標を共通理解

それぞれ立場や考え方は千差万別ですが、「児童生徒の幸せを願う気持ち」は同じはずです。学校の教育目標等を十分理解してもらえるように努めましょう。

そして、足並みをそろえ、同じ目標に向かって取り組んでいくことが大切です。

② 保護者が相談しやすい環境づくり

保護者にとって、学校は相談したり、情報を持ち寄ったりしやすいものになっていなければなりません。そのために、学校はアンテナを高くするとともに必要な情報を保護者に知らせ信頼関係を築くことが肝要です。

③ 情報の共有から行動連携へ

個人の人権に関わる事項や情報を公開することによって今後の指導に支障をきたすような場合については、慎重な取り扱いをしなければなりません、できる限り情報を公開していくことから連携は始まります。

次に、学校・保護者・地域・関係機関がそれぞれ何をするか、すべきことを明確にして役割を分担しながら具体的にどのような援助をするのかを相談し合って実践する連携のシステムづくりが重要です。一人一人が「いじめ」問題解決の援助者になることが、解消への大きな力となります。

④ 相手の立場を尊重

学校には学校の立場や役割があるように、家庭・地域・関係機関や団体にもそれぞれ立場や役割があります。相手の立場を尊重し合いながら、協力していくことが大切です。

⑤ 人間関係の構築

組織や団体間の連携も、それぞれ個人の間人間関係の上に成り立っています。いざという時に機能するためには、常日頃から、文書や電話だけの関係でなく、“顔の見える関係”づくりをしておくことが大切です。

(2) 地域との連携

- ・開かれた学校づくりを推進し、日頃から学校の教育活動や子どもの状況を発信し、保護者や地域社会からの理解や協力を得るよう努める。
- ・保護者や地域の学校教育ボランティアによる「校内ふれあい活動」等、子どもの人間関係を支える活動を推進する。
- ・子どもの成長や人間関係づくりをテーマとする地域への情報提供や話し合い、児童・生徒会役員と地域の方々との交流や懇談など、地域連携の推進に具体的に取り組む。
- ・「子どもたちの豊かな成長を支えるネットワークづくり」という理念が保護者や地域社会に浸透し、子どもたちが地域の行事や活動に参加して、人間関係を豊かにできる環境整備を進める。
- ・学校・家庭・地域連携ネットワーク会議の場を活用するなどして、地域全体で取り組む。

(3) 関係機関との連携

① 連携の際の視点

関係機関との連携には、「日々の連携」と「緊急時の連携」の二つの視点があります。

「日々の連携」を丁寧に行えば、問題行動等の減少や、学校や家庭、地域の教育力の向上が期待できます。そして、「日々の連携」で日頃からの交流があれば、問題行動等が発生した時に相談しやすくなり、円滑で適切な「緊急時の連携」につながります。

(7) 日々の連携

「日々の連携」は、児童生徒の健全育成の推進、学校と警察等とのネットワークの構築、生徒指導体制の整備などを目的として行われる連携です。

例えば、健全育成の一環として行う交通安全教室や防犯教室、警察等とのネットワー

クの構築を目指して行う情報交換会や連絡協議会、生徒指導体制の充実を目指して行う警察等の職員を講師に招いた研修会やケース会議などがあります。

(イ) 緊急時の連携

「緊急時の連携」は、発生した問題行動等への対応や、学校だけでは解決が困難な状況になった問題行動等への対応を図る目的で行われる連携です。

例えば、深刻ないじめや暴力行為等が発生した場合に、保護者の理解を求めつつ、ためらわずに警察等に相談したり、学校だけでは解決が困難な状況になった場合に、教育委員会等に相談し、事案ごとにその内容に最もふさわしい専門性を持つ機関等と連携を図り、サポートチームを組織して対応したりするケースが考えられます。

●基本的な姿勢

学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、ためらうことなく早期に警察や児童相談所等の関係機関に『相談』することが大切です。

連携にあたっては「人と人とのつながり」を大切にするため、日頃から顔の見える関係をつくっておくとともに、次のような点に留意することが大切です。

○関係機関等の役割や専門性、業務内容等について把握・理解しておく。

○連携にあたっては、相手の立場を理解しながら、目的の共有と役割分担を明確にした上で共に取り組もうとする姿勢をもち、すべてを関係機関等に委ねてしまうことがないようにする。

○保護者や地域住民等に対しては、いじめや暴力行為等に関するきまりや警察等との連携を図る際の基準等、関係機関等との連携を図る際の方針を明確に示し理解と協力を得ておく。

○関係機関等との連携を進めていくにあたっては、個人情報の保護に十分留意する。

※いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する必要があります。

・自尊感情が低下する、人に対する強い恐怖心・不信感をもつなど、被害・加害児童生徒の精神的なダメージが大きい状態のときにはスクールカウンセラーや専門相談、医療機関、県少年相談、サポートセンター等との連携を進める。

・被害・加害児童生徒の家庭環境等で改善の必要が見られる場合には、福祉保健センターや児童相談所等との連携を図る。

※スクールソーシャルワーカーの活用が必要な場合は、青少年育成補導センターに要請

・暴力行為、金品の要求、性的な嫌がらせ、万引の強要など犯罪性の強い場合は、警察との連携を行う。(警察・学校相互連絡制度の活用)

・いじめの状況が複雑で、学校だけでは解決が困難であり多面的な見立てや対応が必要な場合は「阿波っ子スクールサポートチーム」の派遣を要請するなど教育委員会と連携を図る。

◆関係機関との連携の際には、対応チームを立ち上げるとともに支援検討会(ケース会議)等を実施し、情報共有、対応の調整等を行うことも有効です。

5 生徒指導の充実

(1) 生徒指導とは

生徒指導とは、学校教育の目的である、「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える意図でなされる教職員の働きかけ」の総称です。なお、生徒指導の課題解決のために、必要な場合は指導や援助を行います。

具体的には、**教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得すること**、つまり、「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達」を支援することです。同時に、**自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を図りながら、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求すること**、つまり、「自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現」を支援することです。

生徒指導は、児童生徒に知識や技能等を学ぶ教科等でなされる働きかけの中に、児童生徒が自身を個性的存在として認め、よさや可能性に自ら気付き、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働きかけが内在しています。学習集団の中で、一人ひとりの人格を尊重した指導・支援が求められます。

① 日常生活能力の習得

(7) 基本的な生活習慣の形成

子どもの心身の健康や意欲は、正しい生活習慣のもと充足感のある生活をおくることが基盤となります。生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていく基礎になることも期待されています。

- ・ 道徳、特別活動を始め教育活動全体を通じて、基本的な生活習慣の形成のための指導を行う。特に、小学校低学年においてあいさつなどの基本的な生活習慣や社会生活上の決まりを身に付け、善悪を判断し、人としてしてはならないことに関する指導を重視する。
- ・ 社会全体で取り組む子どもの生活習慣づくりとして、「早寝早起き朝ごはん」といった子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる。
- ・ 食育活動の推進は、心身の成長と人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となる。健全な食生活を実践することができるようになるため、学校、地域において取り組んでいく。

(4) 規範意識等の育成

近年、いじめの社会問題化や重大事件の続発など、子どもの問題行動は教育上の大きな課題となっており、善悪の判断といった規範意識や倫理観の育成を図ることが、これまで以上に求められています。学校・家庭・地域が十分連携を図り、子どもの豊かな人間性や社会性を育む取組をさらに推進する必要があります。

- ・ 道徳、特別活動を始め教育活動全体を通じて、誰に対しても思いやりの心をもつことや広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすることに関する指導を重視する。また、国語科を要とする各教科等において伝え合う力の育成を重視し、発表・討論を積極的に取り入れた学習活動を工夫する。

(ウ) 体験活動の推進

子どもの「生きる力」を育む上で、自然体験を始め文化・芸術や科学に直接触れる体験的な活動が重要です。社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、多様な他者と協調する能力を育むためには、様々な体験活動が不可欠です。

- ・ 自然体験を多く行った子どもの方が自己肯定感や道徳観・正義感が高く、また、自立的行動習慣が身に付いている傾向がみられる。そこで、青少年が自信をもって成長し、より社会の担い手となるためには、自己肯定感をバランスよく育むことが必要であることから、自己肯定感を育むために有効な体験活動について効果的な取組を支援する。
- ・ 子どもたちの日常生活において、外で思う存分遊んだり動植物に触れたりするなどの機会が減少していることが課題となっていることを踏まえ、全国的に自然の中での体験を充実する取組を展開する。

(エ) 読書活動の推進

読書は子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるための力を身に付けていくうえで欠くことができないものです。

- ・ 家庭、学校、地域等の連携のもと、子どもの生活や環境の変化に対応し、特に中学生や高校生期の読書習慣の形成に向けて、発達段階に応じた取組を推進する事業について検証し、すべての子どもにとって生きる力を高める取組を行っていく。特に、厳しい環境の中、困難を抱える子どもへの読書活動支援を図る。

(オ) 体力の向上

体力は、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要であり、子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態をつくっていくこととなります。

- ・ 子どもの体力低下は将来的に国民全体の体力低下につながり、ひいては社会全体の活力が失われる事態が危惧される。

② 学力の向上

学習指導要領の目指す姿、個に応じた指導の充実等、学校教育の情報化の推進 等

(2) 子どもの社会的スキルと学習の充実

社会的スキルとは、自分自身や仲間との良好な関係や集団への積極的な関わりを創り出すために必要な資質や能力と考えます。社会的スキルを身に付けると、意思決定や問題解決能力、コミュニケーション能力や自己開示、質問する力、聴く力など、豊かな心の基盤となります。

社会的スキルが十分に育っていない背景や要因として、乳幼児期の「被受容体験」「がまん体験」「群れ会い体験」の3つの基本体験の不足と言われています。

「被受容体験」：自分自身や他者など人との基本的な信頼関係の基盤を作る
(乳幼児期、家族から無条件に愛され、大切にされた体験)

「がまん体験」：親とは違う“自分”という認識をもち自律した生活の基盤を作る
(乳幼児期前期、食事時間をコントロールするなどの体験)

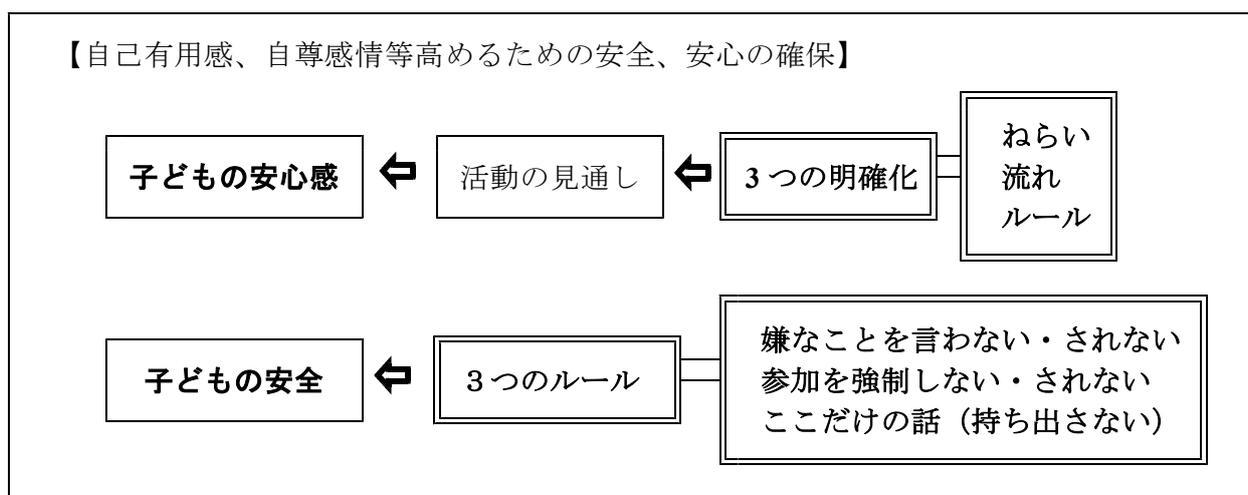
「群れ会い体験」：他者の痛みや思いを感じるなど、相互理解の基盤を作る
(幼児期後期、子ども同士でぶつかり合い、じゃれ合ったりする体験)

このような体験不足から自分自身や集団に折り合いが付けられず、いじめなどの人間関係のトラブルに苦しむ状況が生じてきます。

そこで、学校教育の場にふれあい体験の場を創り出し、子どもたちに年齢相応の社会的スキルを身に付けられるようにすることが必要です。(成長上の発達課題の積み残しを補充・育成)

3つのアプローチ

- 自分づくり・・・子ども一人一人への成長支援
- 仲間づくり・・・コミュニケーション能力の育成と対人関係の改善・発展
- 集団づくり・・・所属集団の発展と改善を目的とした関わり



【他者や自分と向き合い、様々な人との関わりをもとに気付きを得るためのスキル】

「自分づくり」スキル

- ・自分の意見をもつ
- ・自分なりの見方や感じ方をもつ
- ・自他のよさを見いだす
- ・自他の違いを認める

「仲間づくり」スキル



- ・はっきり伝える
- ・上手に質問する
- ・きっぱり断る

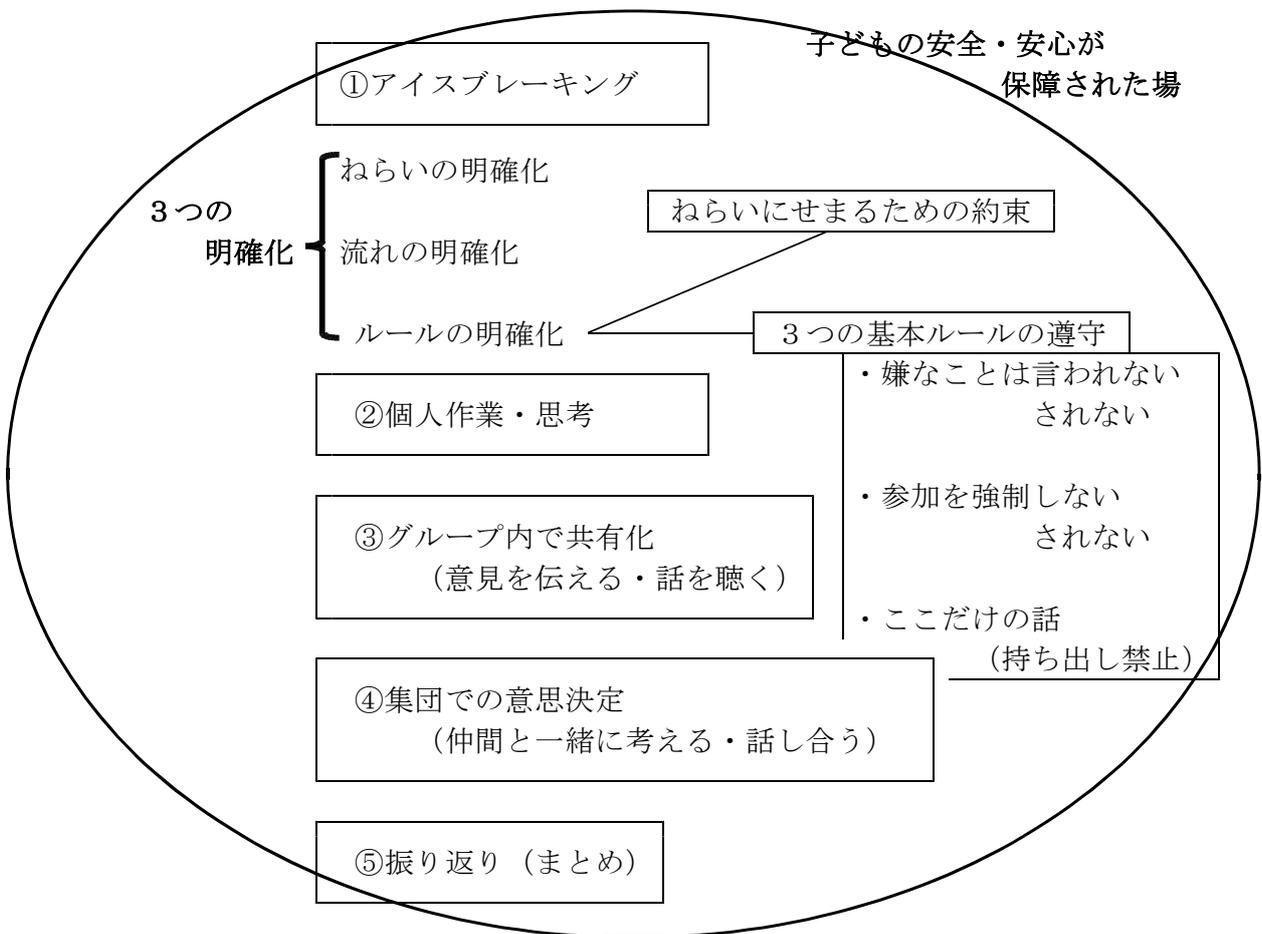
- ・仲間に加わる
- ・仲間を誘う
- ・さわやかにあいさつする
- ・自己紹介をする
- ・やさしく頼む
- ・気持ちに共感する
- ・あたたかい言葉をかける
- ・しっかり話を聴く
- ・相手の気持ちを考えて謝る

かかわり

「集団づくり」スキル

- ・互いの感情や意見の違いを認めながら調整しようとする
- ・問題や課題の解決策をみんなで考える

【教育活動の基本的な進め方】(例)



(3) 教師一人一人の取組

① 児童生徒理解

生徒指導の基本といえるのは、教職員の児童生徒理解です。経験のある教職員であっても、児童生徒一人一人の家庭環境、生育歴、能力・適性、興味・関心等を把握することは非常に難しいことです。また、スマートフォンやインターネットの発達によって、思春期の多感な時期にいる中学生や高校生の複雑な心理や人間関係を理解するのは困難を極めます。生徒指導の諸課題の未然防止では、教職員の児童生徒理解の深さが鍵となります。

児童生徒が充実した学校生活を送るためには、まず、「自分のことが好き」と思う気持ち（自尊感情）を育み、学級の一員であるという所属感をもたせ、誰からも認められているという充実感を味わわせるようにすることが必要です。そのために、教師が一人一人の児童生徒についての理解を深めることが大切なのです。

児童生徒理解にあたっては、行動などの現象や結果だけで判断したり決めつけたりするのではなく、その背景や原因を正しくとらえ、児童生徒の立場になってその内面や課題を十分に把握するように務めなければなりません。

そこで、心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面からの総合的な理解とともに、学級・教科担任の日頃のきめ細かい観察力が、指導・支援の成否を大きく左右します。また、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、SCやSSWの専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切です。

この他、生活実態調査、いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効です。特に、教育相談では、児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要です。

② 集団づくり ー集団の正義を確立するー

いじめ問題を根本的に解決するためには、集団の正義が確立するような「**集団の質**」に視点をおいた**集団づくり**を行わなければなりません。子どもの率直な感情が受け容れられなかったり、「正しいことは正しい」と言えない雰囲気が学級にあったら、早期に適切な対応をとることが必要です。

「正しいことは正しい」「それはルール違反だ」と善悪の判断や**集団のルール**に視点をおいた**教師の言動**が「**集団の質**」を決定する大きな基盤になるということを認識する必要があります。

「いじめ」は集団の病理現象です。本人の意思とは無関係に、結果として、集団の一人一人に「いじめ」を構成する役割が生じます。加害・被害の子どもたちの周囲には、それを取り囲むように、はやし立てる子どもたち（観衆）、見て見ぬふりをする子どもたち（傍観者）が存在し、教室全体が舞台となって進行します。「正しいことは正しい」と言えない雰囲気が学級全体を覆っているならば教師が出なくてははいけません。しっかりと**した集団の秩序が形成されるよう、教師が集団の質を見つめ、子どもたちに届ける役割**を果たしていきましょう。

③ 関係づくり、居場所づくり、絆づくり ー認め合い、高め合うー

児童生徒が相互によさを認め合い、励まし合い、支え合う人間関係は、学級の基盤です。教師は、学級の人間関係の実態を的確に把握し、望ましい人間関係を育てる学級経営に努めなければなりません。

そのため、他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力を育て、誰もが尊重される学級をつくるのが大切です。

その手だてとして、教師や同級生と交流する機会を設けたり、児童生徒が生活の中で経験したことや感じたこと、将来目指していることなどを書く日記、生活ノートなどの指導を位置づけたりすることも考えられます。

児童生徒をいじめ加害に向かわせる要因として大きいのは、ストレス等（「友人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」）で、それらの要因が高まると、加害に向かいやすくなるという調査結果があります。

そこで、このいじめの背景にあるストレスやその要因（ストレッサー）等を改善することで、いじめのきっかけとなるトラブルの軽減やいじめのエスカレートの防止を図ります。

ささいな行為が深刻ないじめと広がらない潤いに満ちた風土をつくり出すために、児童生徒の誰もが安心できる、自己存在感や充実感を感じられるような場所や機会を意図的に提供する授業づくりや集団づくりを進めることが大切です。

授業や行事の中で、どの児童生徒も落ち着ける場所を創り出す居場所づくりには、まず、「授業中、間違いを嘲笑する」「からかう」等を放置しない、「授業についていけない」「行事等に参加しないで、別のことをする」等を見直すとともに、行事等はもちろん、日々の授業においても、すべての児童生徒が活躍できる場を意図的につくるような授業の組み立てや進め方を工夫し実践していきましょう。

いじめの背景にあるストレスやストレッサーに対して「そんなものには負けない」「そのはけ口として他者を攻撃するようなことはしない」と言える児童生徒に育てることも重要であり、「人と関わることを喜びとを感じる体験」が不可欠です。

面倒なことやイヤなこともあるけれど、「他の人と関わることは楽しい」「役に立てたらうれしい」と感じる場や機会を意図的につくることで、加害者になるのを防ぎます。

トラブルが起きることを含めて「集団というものを受け入れること」「トラブルを回避するために自分はどうすべきかに気付くこと」「集団内の他者から認められる喜びに気付くこと」「最終的には自ら進んで他者や集団に貢献することが誇りになること」などを児童生徒が感じ取れる集団体験を意図的に確実に提供していくことが、いじめに向かわない児童生徒に育つことにつながります。

児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」の児童生徒全員が感じ取れる場や機会をつくるのが大切です。

④ 教室・言語環境づくり ー温かい環境と思いやりのある言葉ー

教師が温かな気持ちで子どもたちを見つめ、その気持ちを表現することは、子ども個人に対するだけでなく集団に対しても大きな意味をもっています。子どもたちに対し、どのような見方や表現をしたらよいでしょうか。

教室は児童生徒の生活の場です。教室環境には、目に見える物的なものと人的なもの他、言語や雰囲気などがあります。特に、言語環境は、あらゆる人間関係の基盤です。児童生徒や教員の何気ない言葉が、時には相手の心を傷つけ、生活への意欲を失わせてしまうことがあります。また、教師の言動が児童生徒に無意識のうちに偏見や差別の芽を植えてしまうこともあります。

そのため、教師自らが望ましい言語活動に心がけ、学級全体の言語活動を整えることを忘れてはいけません。

否定的な気持ちを肯定的な気持ちへと変えて表現する「リフレーミング」という方法では、言葉は相手だけでなく、自分の気持ちも動かします。肯定的な言葉を使えば、あなたも子どもたちも温かい気持ちになって、相手を受け入れられるようになります。例を参考に、あなたらしい表現を工夫してみてください。

否定的な表現		肯定的な表現
やることがおそい	→	こつこつとていねい
相手を配慮しない	→	自分の意見を率直に言える
みんなと同じようにできない	→	ユニークな方法
はっきりしない	→	慎重に考えるタイプ
すぐにあきらめる	→	いろんなことに興味がある
こだわりすぎ	→	根気がある、粘り強くすごい
いつも散らかしている	→	細かいことにこだわらないでおおらか

※ 人は誰でも成長上の課題をもっています。これらの課題を口実として「いじめ」を正当化することは許されない行為です。特に、教員がこれらの課題がある子どもたちに不用意にかけた一言が、その子に対する評価となり、子どもたちの「いじめ」のきっかけとなったり、「いじめ」を助長することにつながったりします。

他の子どもたちの前で、頻繁に否定的な声掛けをされた子どもは・・・

子どもの人権を保障する我々の取組をもう一度、しっかり考えたいものです。

(4) 我々に教師に求められていること

まず、教職員が人権尊重の理念について十分に認識し、児童生徒が自らの大切さが認められていることを実感できるような環境づくりに努めることが大切です。また、教職員は、児童生徒に寄り添って指導することで、その心身の成長発達を促進し支援するという役割を担っています。

したがって、児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが、人権教育の重要な部分とも言えます。だからこそ、教職員は、自らの言動が児童生徒の人権を侵害することのないよう常に意識をしておかなければなりません。

次に、教職員同士においても互いを尊重する態度を大切にします。例えば、指導上の課題について互いによく話し合うことができるような環境づくりに努めることが大切です。

教職員の人権尊重の態度は、児童生徒に安心感や自信を生みます。また、「教師が変われば子どもも変わる」と言われるように、常に教育活動や日常の生活場面において、言動に潜む決めつけや偏見に気付き、一人一人を大切にしているかを見抜き、点検することが重要です。このように、教職員と児童生徒との人間関係が愛情に満ち、信頼関係の上に成り立つことが必要です。

そこで、互いの人権が尊重されているかを判断するとともに、児童生徒の心の痛みに気付くなど、児童生徒理解とそれに基づく働きかけや支援・援助を行うのに有効なカウンセリングの技法の習得等、常に研修等を通して自己研鑽を積み、自らの人権意識を見つめ直し、確かな人権感覚を身に付けることが期待されています。

いじめや暴力行為は、児童生徒の人権侵害であるばかりでなく、進路や心身に重大な影響を及ぼします。教職員は、いじめの深刻化や自殺の防止を目指す上で、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切です。教職員は、子どもの人権を守ることはもとより、子どもの人権意識を育む教育を推進する使命をもっています。

さらに、確かな人権教育を推進するためには、教職員が自らの使命を自覚し、日常生活における人権上の問題点を見抜き、人権問題を自分自身の問題ととらえ、自らの意識改革を図ることが大切です。

また、安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本であり、子どもの権利条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域にとって必須だといえます。

6 教育相談の充実

教育相談は、特定の教員だけが行うものでも、相談室だけで行われるものでもなく、すべての教員が全児童生徒を対象にあらゆる教育活動を通して適時、適切に行うものです。したがって教員にとって必須の業務であり、学校における大切な機能の一つです。

教育相談の機能が発揮されるためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を模索し、整備していくことが必要であり、何よりも教育相談に対する教員一人一人の意識を高めていくことが重要です。

いじめをはじめ、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向が見られます。児童生徒は、様々な悩みを抱えて学校生活を過ごしているのです。こうした悩みを見過ごすことなく、できるだけ早期に発見し、悩みが深刻化しないように助言や声かけを組織的に行う体制を全校でつくるのが大切です。

- 日頃の児童生徒との信頼関係づくり（教育相談の基盤）
※保護者、他の教職員との関係も大切です
- 全教職員が教育相談を実践
- 教育相談室の環境整備・充実
- 児童生徒を対象とした定期的な面談や相談週間の実施（無記名アンケートも）
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや相談機関等の活用についての児童生徒・保護者への周知

（１） 校内相談体制の構築・整備

教職員による相談体制はもとより、カウンセラーや相談機関をいつでも安心して利用できる環境を整えることも必要です。もちろん、保護者が相談しやすい体制づくりも整えておくことも大切です。

学校における教育相談には、次のような利点があります。

- 早期発見・早期対応が可能
 - ・ 教員は日頃から児童生徒を観察し、情報を得ることができることから、問題が大きくなる前にいち早く気付くことができる。
 - ・ 専門機関のように本人や親から自発的に相談に来るのを待つのではなく、小さな兆候をとられて事案に応じて適切に対応し、深刻な状態になる前に早期に対応することが可能。
- 援助資源が豊富
 - ・ 様々な立場の教職員（学級担任、学年主任、養護教諭、専任教諭、スクールカウンセラー等）がいる。
 - ・ 校長や副校長は管理職ならではの指導・支援ができる。
 - ・ 専科教員や授業担当者、部活動の顧問は、日常の観察やきめ細かい関わりが可能。
※学校では一人の児童生徒をめぐる様々な教員が多様な関わりをもつことができる

- ・児童生徒のよいところを認め励ますことによって児童生徒を支えていくことができる。

※専任教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等のコーディネートの役割が成果につながる

○連携が取りやすい

- ・様々な教職員が綿密な連携を取ることができる。
- ・外部機関との連携も学校からだ連携が取りやすい。(日頃の連携体制も重要)

●信頼関係の構築と居場所づくり

いじめ問題は発見しにくいケースが少なくありません。教員が児童生徒間で生じているいじめを見落とししたり、児童生徒が巧妙ないじめ隠しを行うと容易に気付くことができないことがあります。そこで、日頃から児童生徒と様々な場面に関わると、問題発生時に児童生徒の行動の意味を理解しやすくなり、また、問題への指導や対応も円滑に行うことができます。

つまり、何事も生じていないときに児童生徒をよく観察し、関わりをもっておくことで、いざというときに状況の判断と働きかけが適切にできるようになります。また、日常、他の教員や保護者とよい関係を築いておくことで情報連携が可能になり、児童生徒の重要な情報を共有することにつながります。いつでも何でも相談できる信頼関係を日頃から構築しましょう。

また、児童生徒が気軽に相談できるよう、「ふれあいの場」として空き教室等を活用したり、「第2の保健室」として学校図書館を機能させているところもあり、意図的に居場所をつくることも大切です。

(2) 相談環境の整備

教室や職員室の片隅など、雑音や他人の視線が気になるような場所では効果的な相談活動はできません。学校の実情に応じた範囲で相談しやすい場所を設定しましょう。

① 相談室の整備・充実

相談室は、できる限り静かで、心が落ち着くような場所に配置しましょう。

また、児童生徒は相談室を「叱られるところ」というイメージをもっている場合があります。こうしたイメージをぬぐう工夫も必要です。

さらには、スクールカウンセラーや大学生等のメンタルフレンドと連携を図り、児童生徒のみならず、保護者にとっても活用しやすい場にする 것도大切です。

② 保健室の役割

保健室は、児童生徒にとって学校内の“心の居場所”となっている場合があり、保健室は体の健康とともに、心の健康もケアする役割を担っています。このことを全教職員が理解し、養護教諭と連携を図っていくことが大切です。

(3) 相談受理者の心得

① 傾聴と受容

相談を受けた時は、相談者が言葉を遮ったり、否定したりせずにまず相談者の話にじっくり耳を傾け、受け入れることが大切です。

もし、相談者の言葉が止まっても、せかしたり、誘導したりせず、次の言葉が相談者自らの意志で出るまでゆっくりと温かい気持ちで待ちましょう。

② 共感と支援

相談するということは勇気のいることで、「いじめ」の相談ともなるとかなり大きな壁を乗り越えて相談に来ているはずで、つまり、相談者はこの時点ですでに、問題解決に向けて一步前に進み出しているのです。相談を受けた者は、相談者と共に考え、感じることで、相談者の自己解決能力を最大限に引き出し、自らが最善の道を選択できるように支援することが大切です。

③ 秘密の厳守

相談活動は、相談する者とされる者の信頼関係の上に成立しています。

やむを得ず、相談内容を他の人に話すときも、緊急性の高い場合や命に関わるような重大な場合を除き、相談者の了解を得るようにしましょう。

(4) 教育相談のポイント（あらゆる場面で）

- ・ 普段から児童生徒に気軽に言葉かけをするように心がける。
- ・ 話しかけるタイミングに心を配る。(他の児童生徒が不審に思うような問いかけは控える)
- ・ 詰問や説教にならないように注意する。
- ・ その場で結論を出そう、納得させよう、約束させよう、としない。(わたしのことを心配してくれている伝わるだけで十分) また、投げかけた後のフォローも行う。

(5) 定期教育相談のポイント

- ・ あらかじめ児童生徒について何に焦点をあてるかを一人一人定めておく。
- ・ 成長が見られてた点、よくがんばっている点など、プラスの情報を用意しておく。
- ・ 児童生徒が自発的に話す場合には、まずは傾聴し、時々明確化しながら聞く。
- ・ 何を訴えたいのか、本人はどうしたいのか明確にするために質問を挟みながら聞く。
- ・ 自発的な相談や話題が出ない場合は、教員から具体的な出来事やエピソードに基づき話題提供する。
- ・ その児童生徒なりの問題解決力を引き出すように心がける。

(6) 校内での情報共有

教育相談の実効を上げるためには、教員が積極的に校内への情報共有を行うことも必要です。

- ・ 朝の打合せや放課後、必要によっては休み時間等を使って迅速に情報を共有する。
- ・ 学年会や指導部会、職員会議等を利用して児童生徒の情報を校内で共有できる体制を整備する。
- ・ 場合によっては、児童生徒の家庭環境や入学・進級前の情報などを、学年を越えて収集し、支援検討会（ケース会議）を実施する。
- ・ 他機関との連携から得た情報をまとめ、校内で共通理解を図る。

問題が生じていないときに信頼関係を築いておくことは大切です。「問題が生じていないとき」は、心にゆとりがある時です。多くの場合、問題が生じると当事者は心のゆとりがな

くなります。ゆとりがなくなると人間は欠点と弱点が出やすくなってしまいます。このことは、教員と児童生徒、教員と保護者、教員同士や管理職との関係でもいえることです。したがって、問題が生じていないときによい関係を築いておくと、いざ何事か生じたときに、問題解決が円滑にいくものです。

また、教員は、教育相談の中で子どもの変化に気付くことが大切です。学業成績・意欲の変化、言動の急変化、表情の変化、身体に表れる変化、表現物（造形、作文、答案等）の変化、服装の変化、欠席や遅刻の状況などには、児童生徒が言葉で表現できない心が反映されています。

（７） 保護者との教育相談

保護者会や学校行事で来校した時、保護者について理解し少しでもよい関係を築く手がかりを得ようというつもりで積極的に関わることが大切です。

教員から進んであいさつし、その児童生徒についてのプラスの情報をまず伝えます。教員が我が子をいつもよく見守り、我が子の良い面を積極的に見ていると知るとは、保護者にとって大きな安心です。問題が生じていない時に直接、間接に信頼関係を積み重ねることが問題行動の早期発見・早期対応を可能とするのです。

- ・問題が生じていない時に保護者とよい関係を構築する。
- ・連絡の段階から相談は始まる。

可能な限り直接会って話し合う。

電話連絡をする場合は時間に余裕をもって行う。

（一方的伝達や機械的な連絡は、それだけで保護者に不安や不満を与えます）

- ・率直に問題を伝える。

その際「～で困っています」よりも「～なので心配しています」と、児童生徒の問題解決が目的であることを伝える。

- ・労をねぎらう。（保護者に対して労をねぎらう言葉を）

- ・プラスの情報・具体的な話を伝える。

自発的に来校した場合、保護者の訴えにじっくり耳を傾ける。

より正確に問題を把握するために相手の許可を得てメモをとる。その場合、「大事なお話ですから、メモをとらせてください」と断る必要がある。不明な部分を質問しながら積極的に聞く。

- ・課題点を指摘するときは、前向きな話になるよう心がける。

児童生徒や保護者の課題を指摘する時は、学校の方針・方向性や、家庭の希望も加えて、前向きな話になるよう心がける。

（８） 専門機関との連携

児童生徒の中には、学校での相談にふみきれなかったり、また、どこに相談してよいかわからず、悩んでいることも考えられます。

そこで、相談機関（※VI資料に「相談機関一覧」を掲載）の活用をよびかけ、専門機関との連携を図ることも大切です。

相談活動による問題解決には、長い時間と専門性を要することがあります。あせらず、じっくりと取り組みましょう。

7 未然防止教育

(1) 子どもの権利条約

児童生徒の人権の尊重という場合に、留意すべきは1989年（平成元年）11月20日に第44回国連総会において採択された児童の権利に関する条約です。日本は、1990年にこの条約に署名し、1994年に批准しています。児童とは、18歳未満のすべての者を指します。

本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。

近年、生徒指導を推進する上で、児童の権利条約の4つの原則を理解しておくことが大切とされています。

① 差別の禁止（児童生徒に対するいかなる差別もしないこと）

児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。（第2条）

② 児童の最善の利益（児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること）

児童に関するすべての措置をとるにあたっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。（第3条）

③ 生命・生存・発達に対する権利（児童生徒の命や生存、発達が保障されること）

生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。（第6条）

④ 意見を表明する権利（児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利をもっていること）

児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。（第12条）

子どもは、社会的に弱い存在であるが故に、自らその権利を主張し得ないところに特殊性をもつものであって、まず、第一に保護者が、そして地域住民が、学校の教師が、さらには社会全体がその権利の実現を保障する責務を負うものとして尽力しなければなりません。

子どもの権利は、子どもとしての権利であると同時に、自らがおとなへと成長する権利でもあります。子どもの権利は、歴史的には、おとなの人権思想から派生しましたが、現代では、子どもの人権を保障することが、すべての人権課題を豊かに発展させることにつながるのです。

(2) 人権教育と特別支援教育の推進

学校における人権教育は、児童生徒一人一人が人権の意義やその重要性についての正しい知識を十分に身に付けることが極めて大切です。日常生活の中で人権上、問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現われるような人権感覚を身に付けることを重要な目標としていかなければなりません。

「いじめ」を根絶するためには人権意識の高揚や児童生徒の心を育てることが必要不可欠です。学校においては、すべての教育活動を通じて、豊かな人間性を育み、生きる力の育成に取り組みましょう。

また、人権教育とともに、学校全体で特別支援教育を推進することも重要です。それぞれの個性を重視し、理解を深め、お互いを大切にする行動力をが身に付くよう、学校生活すべての機会をとらえ、支えていきましょう。そして、障害の有無にかかわらず正しい理解と認識を深め、適切な対応を心がけ、ともに生きる関係を築きましょう。

① 人権教育推進のポイント

(7) 自分自身の問題として

「いじめる者」、「周りではやし立てる者（観衆）」、「見て見ぬふりをしている者（傍観者）」は、「いじめられる側」から見るとすべて「いじめる側」の人間であり、いじめ問題は自分自身の問題であるといえます。

「相手の立場に立ち」、「知る・学ぶ・行動する」という自己啓発の手法に取り組んできた人権教育の進め方を基盤にした学習を進めましょう。

(イ) 支え合う仲間づくり

学校が家庭と大きく違う点は、同年代の仲間たちと共に集団生活をしていることです。学校での集団生活は、児童生徒の社会性や協調性を育てるために必要不可欠ですが、この集団生活が、「いじめ」を生み出す母体となっていることも事実です。

すべての教育活動を通して、共に支え合い、高め合える仲間づくりをすることが、「いじめ」をなくすことにつながります。

i 目標の具現化

学校・学級目標を努力事項等の具体的な形で表現し、児童生徒たちが活動するときの指針としましょう。また、達成度に対する評価方法を工夫し、児童生徒たちの励みとなるように心がけましょう。

ii 集団の一員として

集団の一員としての自覚をもたせるためには、その集団に参加している実感がなければなりません。集団で活動するときは、全員が何らかの役割を担い、達成感が味わえるように工夫し、帰属意識をもてるようにしましょう。

iii 活動の場の設定

○学級での活動

学校では、あらゆる活動の基礎が学級になります。授業や学級活動はもちろん、休み時間にいたるまで、児童生徒に学級という集団を意識させ、その一員として自分が果たす役割について自覚と責任がもてるように指導しましょう。

○児童会、生徒会活動

一番身近な学校生活に関わる事柄について、児童生徒自身が企画・運営に携わり、主体的に行動できるようにしましょう。仲間のために役立つことの喜びを体験させることにより、奉仕の精神が育ち、互いに支え合う仲間づくりにつながります。

○学校行事

仲間と協力し合って、運動会・体育祭や文化祭などの行事を成し遂げることにより、達成感や連帯感を味わうことができ、共に高め合う仲間づくりにつながります。

また、卒業式や入学式のような儀式的な行事を各校の伝統や校風の上に、学校の特色に応じた創意工夫を加え、教師と児童生徒が一体となって、学校の環境整備や卒業式の準備を行う中で、教師、卒業生を含めた児童生徒相互の温かい人間関係を深め、自らの学校を愛する気持ちや豊かな人間性を養いましょう。

(ウ) 人の痛みのわかる豊かな心の育成

身の回りにある間違いを正すことのできる源は「人の痛みがわかる」、「相手の立場に立つことができる」ことであるといえます。

学校でのすべての教育活動を通して、人の痛みがわかり、相手の立場に立った行動がとれる児童生徒を育成しましょう。

近年、児童生徒が様々な体験をする機会が減少しており、こうした体験の不足も「いじめ」の要因の一つと指摘されています。このような状況下で、学校において体験活動を実施することにより、豊かな人間性を育成することが大切です。

自然と触れ合ったり、ボランティア活動を行ったりするなど、様々な体験活動を地域や学校の実情に応じて工夫し、実践しましょう。

② 発達障害といじめ

学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、広汎性発達障害などの発達障害のある児童生徒のみならず、すべての子どもに個性があります。その個性についてうまくいくこととうまくいかないことがあり、本人も悩んでいることも多々あります。

しかし、他の児童生徒から見ると、その個性や悩みが理解できないこともあり、これまでの関係のバランスが崩れ、からかいやいじめにつながることもあります。したがって、まず、一人ひとりの児童生徒の状況をしっかり把握することが大切になります。

そして、その子の個性をしっかり理解した上で、特徴に準じた指導が展開できるようにしなければ、本人の悩みが増すばかりとなります。特別支援教育の理念や児童生徒理解はもとより、個別適正化、インクルーシブ教育と適切な指導を展開できなければ、成長を支えることはできません。

あわせて、児童生徒への教師の関わり方も重要です。表面に現れた行動のみを見て注意したり叱責したりする指導は、周りの児童生徒にもその影響が現れます。なにより、その個性や特徴を正しく理解し、ともに補い合う、思いやりをもつ、認め合うことで、お互いの自尊感情が高まります。

教師として、発達障害に対する正しい知識と個々の状況に応じた適切な対応方法を身に付けることが必要となります。

(3) 道徳教育及び体験活動等の充実(法第 15 条)

いじめを自分事として考え議論することを通していじめを認識し、いじめを起こさない児童生徒の育成を目指すことは道徳教育の目標「自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことであり、仮に発生しても自分たちで解決出来る力を付けることにつながります。内容項目では、善悪の判断、希望と勇気、友情・信頼、相互理解・寛容、公正公平・社会正義、生命の尊さ等の様々な道徳的価値がいじめ防止につながります。

また、道徳的価値に関する問題解決的な学習や体験的な学習など多様な指導方法を工夫することで、いじめに関する問題を多面的・多角的に考えることにつながります。

① 道徳教育改善のポイント

- 道徳の授業を「要」として、学校教育全体を通していじめ防止に取り組む。
- いじめが起きていない学級こそ、未然に防ぐ力をつけるため具体的な場面をもとに考える。
- 各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童生徒の発達の段階等に応じた指導内容を重点化する。
- 道徳の時間を公開したりし、家庭や地域社会との共通理解や連携を進めたりする。

② 仲間づくりにつながる共同体験活動

いじめの背景にあるストレスやその原因となる要因に負けない児童生徒、ストレスのはけ口として他者を攻撃するようなことはしない児童生徒に育てば、いじめは減ります。

そのために、人と関わることを喜びと感じる共同体験を積むことが不可欠です。「面倒だったり、イヤなこともあったりするけれど、他の人と関わることは楽しいし、役に立てたらうれしい」と感じる場や機会をつくることで、加害者になるのを防ぐことができます。

(7) 他者と関わる体験の確保

今の児童生徒の生活体験や社会体験の乏しさは、単なる知識やスキルの提供では追いつかなくなっています。

各校の教育課程に集団体験の場を組み込み、協力場面を通じて集団内の他者から認められる喜びに気づき、自ら進んで他者や集団に貢献する喜びを感じ取らせることが大切です。

さらに、他者と関わることで発生するトラブルを体験すること、また、トラブルを回避するための自分はどうすべきかに気付くことまでも含んだ集団体験を確実に提供していくことが、いじめをしない児童生徒を育てることにつながります。

そのためには、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる体験の場を組み入れる努力と工夫が必要になってきます。

(イ) 「自己有用感」育成につながる体験活動のポイント

同学年の集団内で「学び合い」や「支え合い」をどれだけ工夫しても、「教えられてばかり」になりがちな児童生徒は存在します。

それを比較的簡単に解消する手だての一つが、「異年齢交流」という形の集団体験です。取組内容を配慮すれば、年長者側の児童生徒全員が「お世話をした」「お世話ができた」という体験をもつことができます。年長者側にとってはあたり前で負担が少ない活動、年少者側にとっては未知の活動（たとえば「新入生に校歌を教える」）を設定するのがコツです。

なお、活動を設定する際には、一般に児童生徒が楽しいと感じやすいもの、全員が取り組みやすいものから始めていくことが大切です。

うまく活動できたとして、こうした交流を、どの程度の頻度で、どの程度の期間にわたって実施するのかということも重要となります。単発の活動や途切れ途切れの活動では、せっかくの「自己有用感」も低下してしまいます。年間計画の中で無理のない、しかし十分な回数と期間を設定しましょう。

また、教師の共通理解は、何よりも必要なものです。「自己有用感」獲得のための交流活動であることをきちんと自覚しないまま、ただやらせている、思いつきで児童生徒を指導しているということでは、効果は期待できません。

児童生徒が成長する見通しを持って、それを励まし促すような働きかけを行っていくことが、教師に求められる働きかけ方として肝要です。

Ⅲ 実態把握

いじめに対する指導やいじめの実態把握を定期的に行っていくことが必要であるという理由の一つは、いじめが一部の特定の子どもだけが関わって生じる問題ではなく、状況次第で誰もが加害者・被害者になりうる問題だからです。

「未然防止」とは、「いじめが起きないようにすること」です。したがって、すでに起きている「いじめ」の「早期発見」とは区別する必要があります。実態把握についても、「未然防止のための実態把握」と「早期発見のための実態把握」を明確に区別してとらえることが重要です。

1 「早期発見」「未然防止」のための実態把握

何気ないしぐさや表情、発言等には児童生徒理解につながるものがたくさんあります。いじめを早期に発見するためにも、いじめが起こりにくい風土づくりのためにも、児童生徒個々の小さな変化や学級の状況を捉えるために、教員の高い意識が重要です。様々な場面、視点で日常観察を行うとともに他の教職員や保護者、地域等からの情報を収集し分析する必要があります。

また、定期的実施する児童生徒を対象にしたアンケートもたいへん重要です。「早期発見」という視点で記名式アンケートが行われることもありますが、無記名アンケートから把握した学級や学年・学校全体の状況をもとに未然防止の取組をすすめることも重要です。

(1) 日常の観察

一見ただけでは、落ち着いて授業に望んでいる、仲良く遊んでいる、人間関係はいつもの通りであるかのように見えます。しかし、何か心に引っかかっていることがあると、子どもはサインを発しています。授業中はもちろん、休み時間や、放課後の雑談の機会等にも、児童生徒のちょっとした言動や服装・持ち物等の変化など、気になる様子に目を配りましょう。

場面：授業、休み時間、清掃時間、昼食時間、部活動（クラブ活動）など

視点：顔色、姿勢、学習態度、言葉遣い、行動、表情、視線、声をかけたときの反応など

物品：教科書、ノート等の学用品、身の回りの物、机の上の落書きなど

① 日常の学校生活と比べた表情や言動

- 日ごろと違う表情(視線に注目)をしていませんか。
- いつもより、少し元気がない、前向きな行動ができないことはありませんか。
- 理由のはっきりしない遅刻や欠席がありませんか。
- 落ち着きがない、おどおどしている等の様子はありませんか。

② 他の児童生徒と比べたときの表情や言動

- 友達からのあいさつや言葉かけが少ない児童生徒はいませんか。
- コミュニケーションがいつものように取れない児童生徒はいませんか。
- グループ活動ではいつも雑用のような仕事をうけもつ児童生徒はいませんか。
- グループをつくるときにいつも最後まで残っている児童生徒はいませんか。

③ 特定の児童生徒への対応

- 一部の友達と常に距離をとろうとしていませんか。
- 一緒に遊んでいる友達に、異常なほどの気遣いをしていませんか。
- 特定の児童生徒が失敗すると、やじられたり、笑われたりしていませんか。

④ 学級の雰囲気

- 学級全体に無気力感や重苦しい雰囲気が漂っていませんか。
- 一部のボスのな児童生徒を中心に小集団化していませんか。
- 対立関係や他の児童生徒を排除・馬鹿にするような雰囲気はありませんか。

(2) 「チェックリスト」の活用

「いじめ」の兆候にいち早く気づき、早期に対応するために児童生徒が発する「サイン」にきめ細かな注意を払い、実態の把握に努める必要があります。

学校や家庭で注意しておきたい観察ポイントをチェックリストにし、随時活用することで早期発見につながります。

もし、気になる点が見られた場合は、学校全体で共通理解を図るとともに、保護者との連携、友人関係等からの情報収集を行い、事実関係を把握しましょう。

(3) 聞き取り調査

この方法は、顔を見ながら話を聞くことができるので、言葉の微妙なニュアンスや表情・しぐさなどから、比較的細部にわたった調査が可能です。また、時間的な制約も少なく、手軽に実施することもできます。

しかし、周りの人に調査を行っていることを知られる可能性が大きいので、場の設定を慎重にしなければなりません。

(4) 無記名アンケート

この方法の利点は、現在進行中の深刻な事例ほど、「記名式」には回答しにくいものです。

したがって、早期発見には、「無記名式」が有効です。いじめがどの程度起きているのか、いじめを受けている子どもがどの程度存在するのかなど、潜在化したいじめを把握する資料にします。

① 「無記名式アンケート」実施上の留意点

- 無記名アンケートは被害者や加害者が誰なのかを知るためではなく、結果を踏まえつつ、すべての児童生徒を対象に、予断をもちずに観察したり、対策を講じたりするためであることを教職員全員で認識することが大切です。
- アンケートは、速やかに実施・集計でき、簡単なものを、定期的に繰り返し実施することが大切です。(学年・組・性別の他、5～10項目程度の質問に絞る)
- アンケートの内容以上に注意してほしいのは、実施時の雰囲気です。簡単なアンケートであっても、ふざけたりしないで素直に答えることを伝えます。また、回収後も児童生徒の目の前で封筒に入れるなど無記名で匿名性を守る姿勢を見せることが大切です。(タブレットを使ったアンケートは、周りの目を期にせず回答しやすい利点があります)

② アンケートの実施時期

(ア) 定期的な調査

定期的(例えば、6月・9月・2月など)に調査することで、児童生徒一人一人の変容を捉えることができます。いじめの認知は年度の前半(特に1学期)に集中する傾向があります。年度初めの5月頃は、新しい学年が始まって約1ヶ月が過ぎ、次第に友人関係が固定化してくるころです。また、夏休みや冬休み明けなども児童生徒の交友関係が変化しやすい時期です。

(イ) 学校行事の前後の調査

学校行事の前後には、グループ間やグループ内でのトラブルが発生することがあります。人間関係のトラブルを未然に防いだり、早期に対応したりするために、アンケート調査は有効です。

(ウ) 学級の雰囲気が悪いと感じたときの調査

学級全体に無力感が漂っていたり、一部の児童生徒が他人を馬鹿にしたりするなどの雰囲気をつくっていたりすると、いじめ等の人間関係のトラブルが生じやすくなるものです。担任や教科担当者等が、学級の雰囲気が悪いと感じたときは、アンケート調査を実施することで原因の究明につながると考えられます。

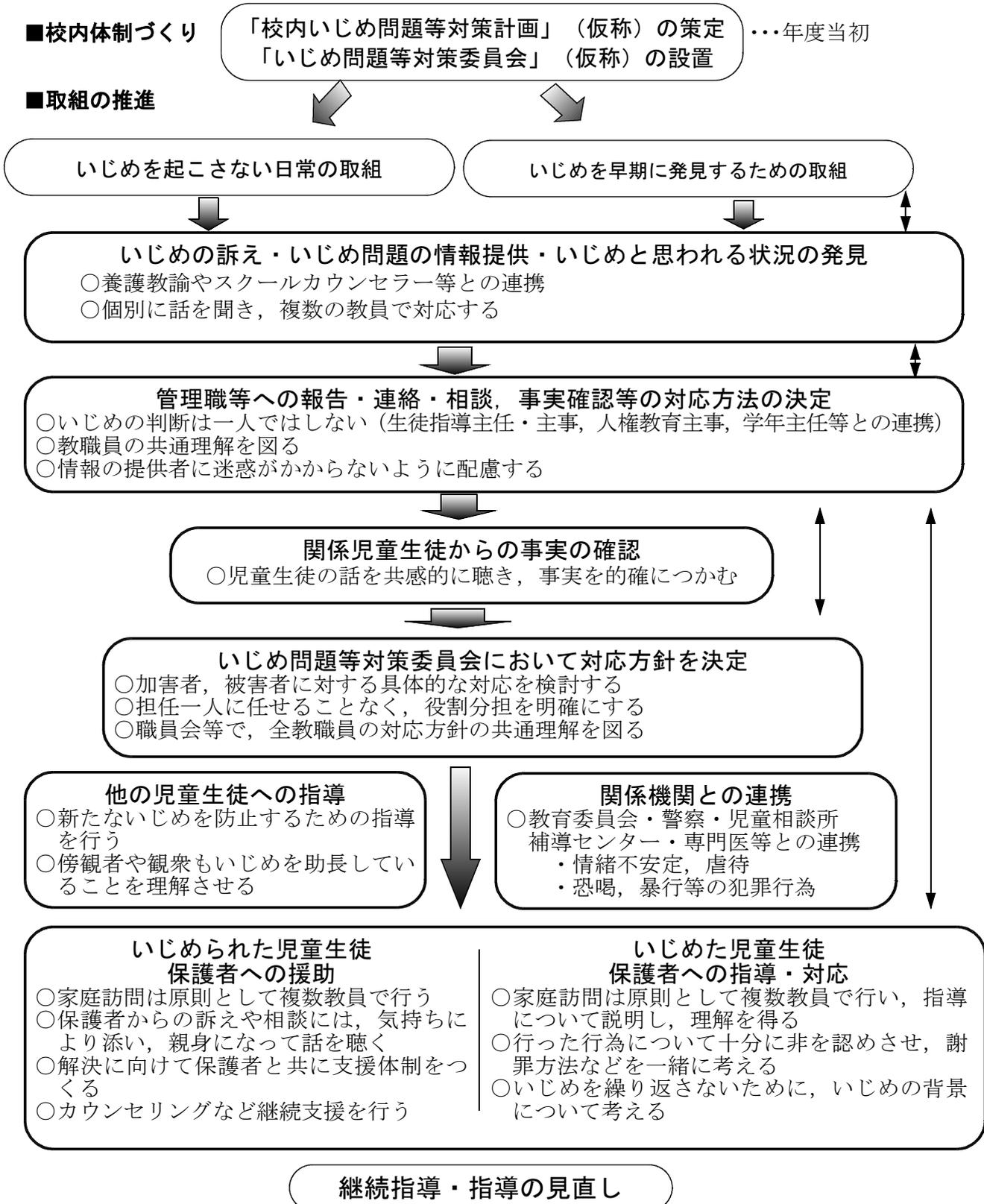
早期発見・未然防止のために、実態把握に努めることは大切です。しかし、せっかく子どもの変化や実態に気付いても、教員が問題と捉えなければ支援に結びつくことなく、状況を悪化させることにつながりかねません。また、対応が必要だと捉えても適切な指導や支援を行わなければ、いじめをはじめ子どもの問題が深刻な状況に陥ることが心配されます。

日常の観察から得られるエピソード等から児童生徒の変化を捉えるよう高い意識をもつとともに、把握した情報を複数の教員で共有し多面的な視点で児童生徒理解を進める必要があります。そして、その上で適切な指導や支援をチームで考え、組織的に実践することが重要です。

そのためにも、複数の教員による支援検討委員会は効果的で、「個人や集団の問題状況の把握」から「対応策の検討と決定」「実践」「評価」という流れを通して状況の改善を図ることができるとともに、教員一人ひとりの資質向上にもつながります。結果的に学校としての組織力が高まることとなります。

Ⅳ 早期解決のために

1 いじめ問題に関する学校における取組の流れ



2 初期対応

- いじめ問題等対策委員会で直ちに、事実把握と指導方針等を検討する
- 役割分担(情報集約、児童生徒対応、記録、保護者対応)を明確にする
- 二次的なトラブルを防止するための対策を徹底する

被害児童生徒からの丁寧な聞き取りと心のケア

- ・聞き取り手順の確認
- ・環境整備等の確認

被害児童生徒の意向を生かした正確な実態把握と加害者への聞き取り及び指導

- ・情報集約から実態解明へ
- ・加害児童生徒への聞き取り及び指導

被害児童生徒の保護者への説明および意向の確認

- ・謝罪の場を安易に設定しない
- ・保護者への丁寧な説明

被害児童生徒の保護者の意向を生かした加害児童生徒の保護者への説明及び指導の依頼

- ・保護者への丁寧な説明

より具体的な指導に向けて

児童生徒	保護者との連携
<ul style="list-style-type: none"> ・個々のトラブルの解決だけでなく、被害者児童生徒と相手側の児童生徒との間の交友関係の修復に配慮しつつ聞き取りを行う (2次被害防止に留意する) ・今回起きた事案に関与していない児童生徒からも十分に事情を聞くなどして、トラブルの実態の全体像を把握する。 ・いたずらやちょっかい等が時として重大な結果をもたらすことを継続的に指導し、少しでもそのような行為が見えたら、直ちにやめるように厳重に注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の学校における様子等を伝え、家庭での観察や継続的な支援を依頼する。 ・トラブルが継続している時は、加害児童生徒の保護者と面談をするなどして、問題点を指摘し、学校側が厳重に指導する方針であることを伝えるとともに、家庭でも指導するように申し入れる。 ・学校の指導の効果について、児童生徒の様子を観察などから定期的に評価し、その結果を加害者児童生徒、被害児童生徒も保護者に伝える。

事実確認のポイント

何らかの「いじめ」の情報を入手した場合、この情報についての事実確認を迅速かつ的確に進めることが、「いじめ」解決への第一歩です。

事実確認が不十分なまま対応を進めると保護者との信頼関係を損ねたりし、問題をより複雑化させてしまうことにもつながります。

※ 情報入手から指導にいたるまで、適時、地域・関係機関との連携を図る。

3 いじめられた児童生徒への対応

●基本的な姿勢

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童生徒の味方になる。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聴いていく。
 - ★「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。
- 学校はいじめている行為を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている児童生徒との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

■対応のポイント

(1) 初期対応

① いじめの事実関係を正確に把握する

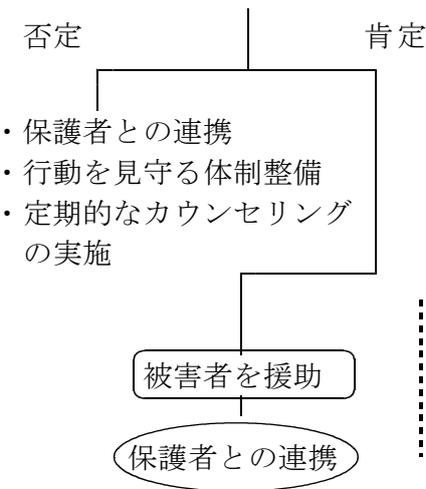
(目的) 被害者の心情を理解した上で、事実を正確に把握するとともに、被害児童生徒の安全・安心の確保の全力を傾けることを伝える。

被害児童生徒の心情の理解

- 「いじめ」は客観的な事実やその程度も把握しにくい（特に、からかいや言葉による暴力、無視などは証拠も残らず巧妙に行われる）。被害児童生徒が「イヤ」「つらい」と感じたことを、いじめであるという視点で、聞き取りを行う。（子どもに分かりやすい言葉で伝える）
- 子どもにとって「いじめられた」ことを認めること、まして教職員や保護者に「いじめられた」と話すことは、無力感を感じたり、恥ずかしく思ったり、プライドが傷つくこともある。こうした被害児童生徒の心情に配慮し、心理的に支えながら聞く（聴く）。話すことを躊躇したり、「自分も悪い」と不必要に自責的になることが多いことを念頭において、配慮しながら聞く。
- 子どもにとって、いじめが明らかになることで更に陰湿化し手口が巧妙になることを一番心配するので、話すことをためらう。学校の中、クラスの中で、被害を受けた児童生徒が安心して過ごせるように「守っていく」「これからも相談にのる」とさりげなく、繰り返し伝えながら、話を聞く。

- いじめは一見、親密な関係の中で生じることもあるため、被害と加害が入り混じっていることが多く、状況が複雑でわかりにくい。「自分もやり返したから」「自分もひどいことをやったから」という後ろめたさがあって、言い出せなかったり、事実を過小化したり、歪曲することもある。一連の出来事は流れの中で起きているものなので、一つずつの事象で「いじめの範囲か否か」を判断しないようにする。子ども同士の関係は、日々、変わるものであると認識しておく。

被害者とされる児童生徒の聞き取り



■聞き取りポイント

- 他人に気付かれないように配慮
- 「いじめ」が悪質化しないように留意
- ◎ 真実を語れない心情に配慮
- 学年、学校として見守る体制を整備
- できる限り本人に了解を得る

- ・具体的に事実が確認できるように、いつ、どこで、誰から、どんなことをと、項目を挙げれば参考になる。
- ・エピソードは複数あるものなので、一つずつ聞く。

「～であなたに起きたことについて教えてほしい」(手順)

- ア「思い出すといやなことかもしれないけど、ゆっくり聞くから思い出してくれる？」
- イ「それはいつあったの」「どこであったのかな」「それから何が起きたのかな」
- ウ「ほかにその場にいた人はいる」「その人はどうしてた」・「何をした」
- エ「他にどんなことがあるかな」(イ～ウの手順)
- オ「～で、～頃、～さんが、あなたに、～をしたんだね(されたんだね)、それでいいかな」(起きたことについて子どもが表現した言葉で繰り返し確認する)
- カ「まだ話していないこと、他にある？」
- キ「今、思い出せなければ、後からでもいいから思い出したら話してくれる」
- ク「よく話してくれたね」「二度といやなことがないように、先生や大人たちがあなたを守っていくからね」「あなたは決して悪くないよ」
- ケ「もしかして自分も誰かを傷つけたり、誰かにイヤなことをしてしまったりすることはある？」
- 「一人で後悔したり、自分を責めたりするのはつらいから、よかったら話を聞くよ」

コ「最後に何か心配なことある？」「今後、思い出したり、心配なことがでたりしたら、どうする？」

「そのときは～先生にお話の時間をちょうだいて言ってね」

いじめられている児童生徒の立場や発達段階を考慮して、丁寧に聴き取りをします。

聴き取りにあたっては、「いつ、どこで、誰に、何をされた（言われた）か」を、本人に具体的に確かめながら記録をします。聴き取った後、時系列に整理することで、いじめの広がりをつかむことができます。

② いじめられた児童生徒の安全を確保するとともに、全面的な支援（心のケア）をすすめる

いじめられている児童生徒の心情を十分理解し、相手の立場に立って話を聴くとともに「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことをきちんと伝え、自分のことを心配し、守ってくれる人がいる安心感をもたせ、心のケアを図ります。

③ 校長及び関係職員・保護者に、把握した事実と今後の対応を伝える

いじめの事実を確認後、聴き取り結果を速やかに校長及び関係職員に報告します。

また、保護者には、事実関係と今後の対応を正確に伝えます。報告の際には、複数の教師で家庭訪問し直接話をします。

(2) 二次対応

① 保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめられた児童生徒を支援する体制を整える

「いじめ問題等対策委員会」での協議に基づき、いじめられている児童生徒と最も信頼関係ができている教師（学級担任に限らず）が中心となって、支援体制を確立します。

その際、誰が・いつ・どこで・何をするのか等の役割分担を明確にするとともに、情報を共有化することを大切にします。

(3) 長期対応

① いじめられた児童生徒への配慮の継続と、学級及び集団への適応を促進する

いじめられた児童生徒の心の傷は、本人のとらえ方によって違いがあります。また、いじめが解決したと見られる場合でも、陰湿ないじめが続いていたり再発したりすることがあります。

したがって、チェックリスト等を活用した日常的な観察や、定期的なアンケート調査の実施等を実施し、継続して十分な配慮を行うとともに、集団への適応を支援する必要があります。

4 いじめた児童生徒への対応

●基本的な姿勢

- いじめを行った背景を理解しつつ、行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

■対応のポイント

(1) 初期対応

① いじめの事実と経過を、複数の教師で確認する

※あくまでも被害児童生徒の意思を生かしての加害者対応です。教職員との合意形成がなされない状況での加害児童生徒への聞き取りや指導は二次的な被害を招くなど危険があることを十分に考慮に入れた対応が必要になります。

(目的) 加害児童生徒に事実を正確に認めさせ、二度と同じことをしないという気持ちを醸成する。

(留意点)

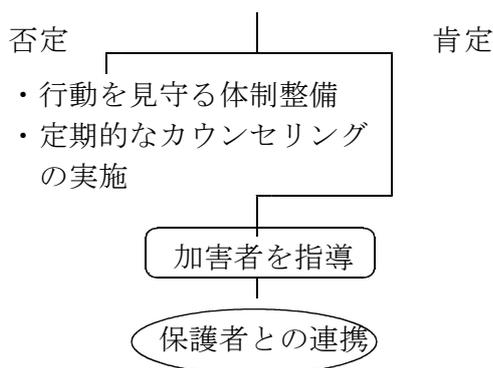
- 加害児童生徒が事実を認めやすくするため、いつ、どこで、どのように、ということできるだけ正確に伝える。
- 「同じことを繰り返さないために、何があったかきちんと思い出してほしい」などと伝える。
- 加害児童生徒の言い分（気持ち、行為の理由など）を聞くことも必要ではあるが、事実確認の途中で聞いていくと、自己正当化や責任転嫁、事実の矮小化がおきやすいため、「あなたの言い分も後から必ず聞くから、まずは何が起きたのか、何をしたのかを教えて」と伝え、事実確認を先にする。
- 「大切なことだから、きちんと記録にとるね」と、さらっと確認して複数で対応する。
- 聞き取り担当者は、日常的によく関わっている人がよい場合と、少し距離がある立場の人がよい場合があり、ケースに合わせて判断する。

基本的な姿勢

「事実確認」のみが目的ではなく、加害児童生徒が加害行為に至った背景を確認することが、教育的な配慮のある再発防止に不可欠です。

- (ア) 日常的にイライラを抱えていたとしたらその要因を探る
- (イ) 児童生徒の学級内での立場からいじめの実態を捉える
- (ウ) これまでの『いじめられ体験』の把握を丁寧に行う
- (エ) 対人関係の取り方パターンとそれを身に付けてきた環境との関係を理解する

加害者とされる児童生徒の聞き取り



■聞き取りポイント

- 一般的な生活指導としての指導から導入
- 問い詰めるのではなく、言い分を十分語らせる
- 自省の気持ちをもてるように配慮
- 「いじめ」が悪質化しないように留意
- 学年、学校として見守る体制を整備

聞き取り（手順） ※複数の行為があった場合、「一つずつ確認させて」と分けて聞く。

ア「～といった（した）ことはある？」 「何回」 「よく思い出して」

イ「そのとき、〇〇さんはそう言ったかな」

ウ「〇月に〇〇（場所）で、〇時間目と〇時間目の休み時間にあなたが〇〇さんにどうしたの」

エ「〇〇さんはそのとき～と言ったそうだけど覚えているかな」

オ「あなたは〇〇さんに～したのは、どうして？あなたの気持ちも教えて。きっと言いにくい気持ちもあるのかな」

カ「ところで、これらのことで、〇〇さんはどんな気持ちになったと思う」

キ「あなたも相手も誰一人として、傷つけられてもいい人、傷つけられて当然な人はいない。一人一人みな大切な人。でも、一緒に生きている中で、うっかり人を傷つけてしまったり、かっとなってひどいことをしてしまったりするかもしれない。これから、もし今回のように人を傷つけてしまったり、傷つけそうになったりするとき、どうしたらいいと思う」（子どもに考えさせる）

「同じ間違いをしないように、先生たちやお家の人とお話したり、時々、一緒に今回のことを思い出して考えたりしていこうね」

ク「最後に何か心配なことはある」 「今後思い出したり、心配なことがでたりしたら、
どうする」
「その時は～先生にお話してね」

いじめた児童生徒は、いじめの事実をなかなか認めようとしません。また、自らの言動をいじめと認識していない場合もあります。事情を聴く教師は、感情的になつたり決めつけたりせず、冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する必要があります。

事実関係の確認は「いつ、どこで、誰が、何をした（言った）か」を、具体的に確かめながら記録をします。なお、事実確認と指導は、明確に区別します。事情を聴きながら指導することで、本人が萎縮して事実が明確にならないことがあります。

② 校長・関係職員及び保護者に、把握した事実関係を正確に伝える

いじめの事実を確認後、いじめた児童生徒からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備して速やかに校長及び関係職員に報告します。その際、複数の教師で聴き取った内容に相違点があれば再度確認し、事実の整合をとります。

また、いじめの問題の解決のためには保護者との共通理解や協働意識が大切です。保護者との信頼関係を築くために、受容・共感的な態度で接することも肝要となります。

(2) 二次対応

① いじめの態様等により指導方針を立案し、職員間の共通理解を図る

いじめの態様には、「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」などがあります。最近の傾向として、小中学生とも「冷やかし・からかい」の割合が高くなっています。指導に当たってはいじめの態様に応じた適切な対応が必要です。

(3) 長期対応

① 規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導する

いじている児童生徒には、自己中心的、嫉妬心が強い等の傾向が見られることもあります。自己中心的思考や嫉妬心等は、成長過程での親子関係の在り方が影響していることも考えられるので、保護者の養育態度の変容を図ることが必要な場合があります。

そのためには、日ごろから保護者との信頼関係を築くことを意識し、共に児童生徒の成長を願い協働していく姿勢で保護者対応をすることが大切です。

また、学校や学級では、共感的人間関係づくりに努め、所属意識や自己存在感が高まるような取組を継続して行います。

5 周りの児童生徒(観衆・傍観者)への対応

●基本的な姿勢

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

■対応のポイント

(1) 全員が当事者であることを理解させる

いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させるとともに、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させます。いじめる側が悪いという意識を高めることが重要です。

① 観衆（周りではやしたてる児童生徒）に対して

「直接手をくだしていない」＝「いじめていない」ということが間違いであることを指導しなければなりません。そして、この立場の人間が、「いじめ」を助長させているということを理解させていかななくてはなりません。

② 傍観者（見て見ぬふりをする児童生徒）に対して

この立場をとる児童生徒の中には、「自分とは関係ないので、面倒なことには関わりたくない」とか「助けたいが、助けると自分がターゲットになりはしないか」等という意識が存在しています。

まず、その意識が間違いであることに気付かせ、「いじめ」を他人ごとではなく、自分の問題として考えることができるように指導しなければなりません。

いじめられることがどんなにつらいことかを知りながら放置するということは、人間として大変恥ずかしい行為をしているということに気づかせます。

- ・周りではやしたてる者
- ・見て見ぬふりをしている者からの聞き取り

指導及び保護者との連携

■聞き取りポイント

- 自省の気持ちをもてるように配慮

(2) 共感的な人間関係づくりに努める

違いを認め、尊重し合う共感的な人間関係をつくることが大切です。発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚できるよう工夫することが必要です。

(3) 自己肯定感・存在感が味わえる学級づくりに努める

児童生徒一人ひとりに活躍の場をつくることが大切です。「できた・わかった」を実感できる授業の創造や一人一役の係活動、教室の作品掲示など、一人一人が自己存在感を味わえるような工夫を心がけます。

6 保護者への対応

●基本的な姿勢

- それぞれの保護者の立場を理解し、誠意をもって対応する。
- 保護者と直接会って、事実を正確に伝える。
- 複数で訪問することとし、できる限り、管理職・学年主任等、経験豊かな教師も同行する。
- 一回限りとせず保護者との情報交換を継続し誠意を伝える努力をする。
- 伝えるべき内容は、分かりやすい言葉で明確に自信をもって伝える。

■対応のポイント

(1) 初期対応

- いじめや人間関係のトラブルの発生を把握して、速やかに保護者に連絡します。
- 複数の教師で家庭訪問等を行い、直接保護者に事実を正確に伝えます。
- 保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努めます。

(2) 二次対応

- 新たに分かった事実や今後の指導方針を伝えます。
- 加害・被害にかかわらず、誠意をもって対応し、協働して問題解決を図ります。

(3) 長期対応

- 今後の学校での対応を伝え、家庭の理解と協力を依頼します。

■保護者の立場の違いによる対応のポイント

(1) 被害児童生徒の保護者への対応

いじめを受けた子どもの保護者は「わが子をいじめから助けたい」という切羽詰まった気持ちでいっぱいです。この保護者の気持ちをしっかり受け止め、共感的で謙虚な態度で接することが基本です。保護者が安定することは、子どもの安定につながります。また、保護者との信頼関係があれば、いじめの克服に向けた連携が可能になります。教員が「保護者は子どもが豊かに成長していくための重要なパートナー」という認識をもって取り組むことが大切です。

新しい事実が分かったときや学校の指導方針は逐次直接報告します。学校での様子や家庭での生活についても情報を交換し、いじめられた児童生徒の変容を把握するよう努めます。

(2) 加害児童生徒の保護者への対応

いじめは許されない行為であると毅然とした姿勢で対応し、いじめられた子どもの辛さや苦しさを理解してもらうことが大切です。しかし、いじめた子どもの背景には不安や悩み、不満、不適応などストレスやストレッサーがあることを認識して、いじめた子どもの保護者とともに今後について一緒に考えていく姿勢が重要です。

事実関係を正確に説明するとともに、今後の学校・学級としての対応や指導の内容・方法を、正確かつ丁寧に直接伝えます。また、問題の重要性を十分に認識してもらい、「いじめ」を繰り返さないために何をすることが必要か、学校と保護者が一緒になって考える姿勢で対応します。問題の発生を児童生徒の成長の契機ととらえ、協働して問題の解決にあたります。

しかし、暴力や金銭強要を含む行為については毅然とした対応も必要です。

(3) 周りの児童生徒の保護者への対応

誤った情報の流布や情報の錯綜などが生じないように十分な配慮を行います。説明会等を実施する必要がある場合は、期間を置かず早急に行い、学校への不信感が生じないように十分に配慮します。

7 再発防止・継続支援

「謝罪ができた」「解決のための話し合いができた」「指導後、子どもが『大丈夫です』と言っている」と保護者と教職員が安心していても、子どもの心の傷がまだ癒えていないことや大人の見えないところでいじめが続いていることも少なくありません。解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うことが大切です。また、被害者だけが替わる、加害者だけが替わる、加害者と被害者が入れ替わる場合なども考えられます。

●子どものケア

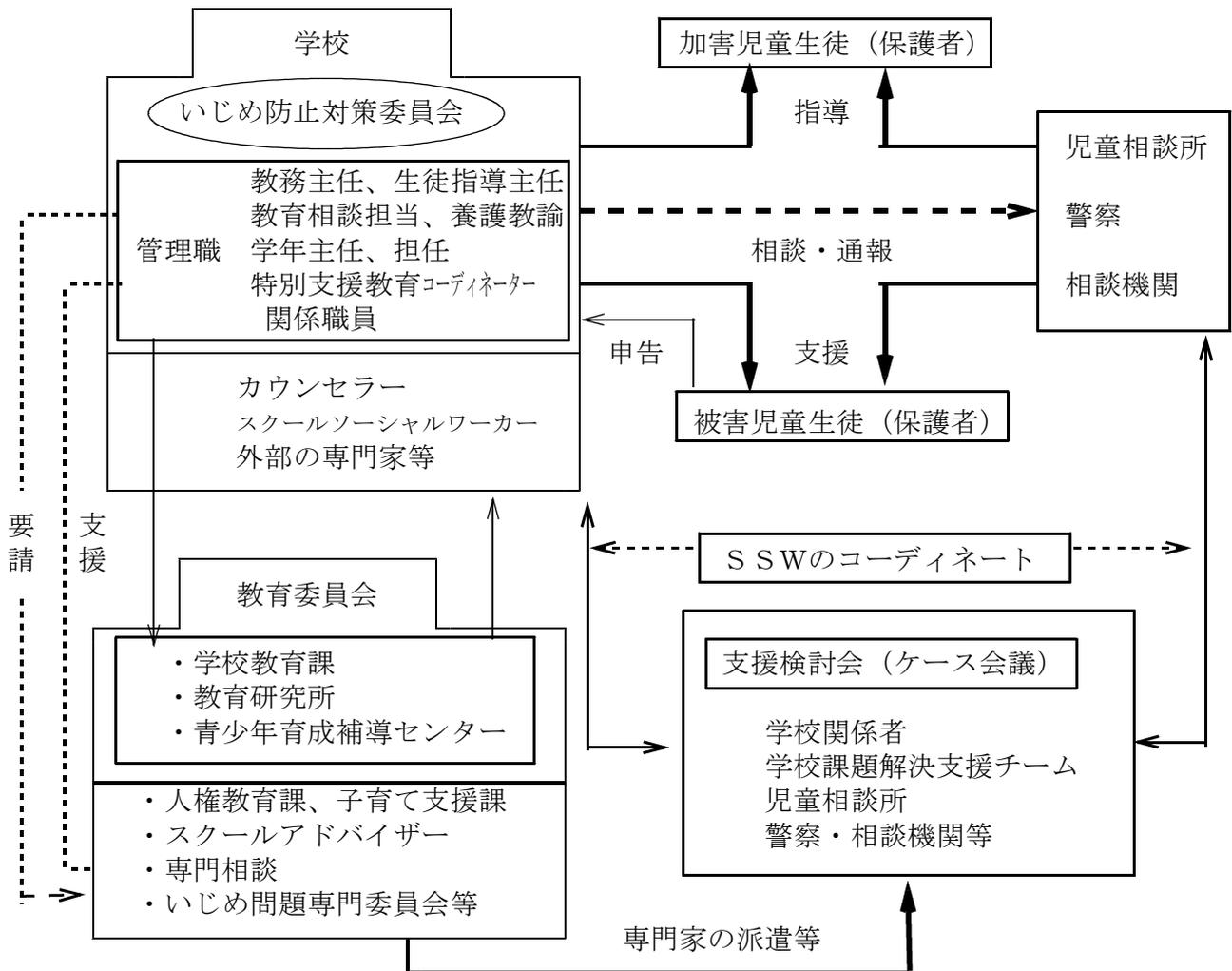
いじめられた子ども

- 定期的な面談を通して「あなたを守る」というメッセージを送り続けることで安心感を与える。
- 子どもを受け入れる学級・学年の集団づくり・雰囲気づくりを進める。
- 全教職員が情報を共有し、見守り（観察）を行い、毎日の情報を集約する。（保護者への連絡も）
- 複数の教職員で継続的な声かけを行う。（他の児童生徒の受け止めに十分配慮する）
- 自信の回復に向けて、様々なバリエーションのグループワーク等の意図的に取り入れ、人間関係づくりを進める。
- 必要に応じてカウンセラーとの継続した面談を行う。 など

いじめた子ども

- 全教職員が情報共有し、見守り（観察）を行い毎日の情報を集約する。（保護者への連絡も）
- 子どもを受け入れる学級・学年の集団づくり・雰囲気づくりを進める。
- 複数の教職員で継続的な声かけを行う。（他の児童生徒の受け止めに十分配慮する）
- 子どもの活躍する場を意図的につくるなど、自己有用感を実感できるように配慮する。
- 保護者にも家庭で会話を多くもってもらい、心の安定に繋げる。
- 専任教諭や養護教諭が必要に応じて継続して面談を行う。また、状況に応じてカウンセラーが面談することもある。 など

8 いじめの解決に向けた関係機関との連携



中・長期的な対応

- 複数の目による定期的な状態チェック、報告及び情報交換の実施
 - ・誰が、いつ、どのように
 - ・情報の更新
- 児童生徒が気軽に相談できる機会の設定、窓口づくり
 - ・休み時間を有効に
 - ・カウンセラー等の活用
- いじめを否定する児童生徒間の世論づくり
 - ・児童会、生徒会の活性化
 - ・学級活動の工夫

●家庭や関係機関との連携

- 定期的に学校の取組状況や子どもの様子などを伝えるとともに、家庭での様子や変化を把握するなど情報共有に努める。
- 学校や家庭における子どもへの関わり方について継続して相談していく。
- 保護者の希望によってはカウンセラーとの面談を進める。
- 状況に応じて関係機関（警察・児童相談所等）との連携を進める。 など

●学校体制の見直し

- 「いじめ」発生を受け再発防止に向けて、学校体制の点検見直しの実施
- 実態把握の強化（アンケート調査、個別面接、行動観察、教職員間の情報共有等）
- 相談体制の強化（子どもが相談しやすい関係・環境づくり、教育相談体制の充実、専任教諭・養護教諭・カウンセラーとの連携強化等）
- 未然防止の取組の強化（児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる授業、「自己有用感」を児童生徒全員が感じとれる絆づくり等）
- 職員研修の充実 など

9 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携

犯罪行為（触法行為を含む。）として取り扱われるべきいじめなど、学校だけでは対応しきれない場合もあります。これまで、ややもすれば、こうした事案も生徒指導の範囲内と捉えて学校で対応し、警察に相談・通報することをためらっているとの指摘もされてきました。

しかし、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、こうした考え方を改め、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければなりません。

また、保護者等に対して、あらかじめ周知しておくことも必要です。

(1) 警察との相談・通報及び連携における基本的な考え方

学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められています。

警察においては、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、必要な対応をとることとしています。

このことも踏まえ、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じされるおそれがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第 23 条第 6 項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に、援助を求めなければなりません。

- ①学校の内外で発生した児童生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、

又はその疑いのあるいじめ事案（重大事案）

- ②被害児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等

なお、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校・警察連絡員等）に相談・通報し、学校の設置者にもその事案を共有することが重要です。

近年、児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめが増加しており、なかでも、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応しなければなりません。

犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できる事例についても、学校が、警察へ積極的に相談・通報を行うことが重要です。

(2) 警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化

重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案では、直ちに警察への相談・通報が必要である一方、学校では取扱いの判断が困難な事案も想定されるため、学校及び学校の設置者においては、警察署、県警察本部の少年担当課等と個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるような体制の構築に取り組むことが必要です。

- ①警察署等との協定の締結による円滑な情報共有の推進
- ②学校・警察連絡員の指定の徹底
- ③学校警察連絡協議会等の活用
- ④スクールサポーター制度の積極的な受入れの推進

本市においては、「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度に係る協定」を各所轄の警察署と提携しており、積極的に連携を図っています。

(3) 警察と連携したいじめへの適確な対応における留意事項

警察では、重大ないじめ事案にあたらない事案であっても、当該児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるときは、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、被害の届出を即時受理することとしていることから、学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力しなければなりません。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行わなければなりません。

【警察に相談・通報すべきいじめの事例】

事 例 ・ 刑 法	該 当 し 得 る 犯 罪
<p>○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。</p> <p>○ 無理やりズボンを脱がす。</p> <p>暴行（刑法第208条）</p>	<p>第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<p>○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。</p> <p>傷害（刑法第204条）</p>	<p>第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。</p> <p>強制わいせつ（刑法第176条）</p>	<p>第176条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。</p>
<p>○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。</p> <p>○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。</p> <p>恐喝（刑法第249条）</p>	<p>第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。</p>
<p>○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。</p> <p>○ 財布から現金を盗む。</p> <p>器物損壊等（刑法第261条）</p>	<p>第 261 条前 3 条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>
<p>○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。</p> <p>強要（刑法第223条）</p>	<p>第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。3 前2項の罪の未遂は、罰する。</p>
<p>○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</p> <p>脅迫（刑法第222条）</p>	<p>第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p>
<p>○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。</p> <p>名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）</p>	<p>第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。第 231 条事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○ 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。 <p>児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）</p>	<p>第7条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。4 前項に規定するもののほか、児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第2項と同様とする。5 （略）6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。（略）8 （略）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。 <p>私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）</p>	<p>第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。3 前2項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。4・5 （略）</p>

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの普及は生活を便利にした一方、匿名での誹謗中傷や個人情報の漏洩など、これまでになかったトラブルが起きるようになりました。子どもの社会においても例外ではなく、スマートフォンなどのデジタル機器を利用したインターネット上でのいじめ、いわゆるネットいじめが増えています。

1 ネットいじめとは

ネットいじめとは、インターネット上に特定の子どもに関する誹謗・中傷を書き込んだり、特定の子どもになりすましてインターネット上で活動し、周囲にその子どもへの悪印象をもたせたりするような行為を言います。様々な種類があり、決まった分類はありませんが、主に次のようなものがあると言われていています。実際のネットいじめでは、これらの分類がそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くあります。

挑発行為	・メール、メッセージを使っての争い、けんか、怒りの言葉、侮辱的表現を被害者に送りつけること。
迷惑行為	・からかいや攻撃の言葉を繰り返し被害者に送ること。
ネット ストーカー	・ひどい迷惑行為を繰り返し続け、被害者をだましたり、恐怖感をもたせたりすること。
中傷行為	・悪口をインターネット上に掲示板で広げること。被害者の評判や人間関係を傷つけるように、噂話を第3者に送ったり掲示板に書き込んだり、画像などの情報をアップロードすること。
なりすまし	・被害者の評判や人間関係を傷つけたり被害者をトラブルに巻き込んだりするように、被害者になりすましてメールを送ったり、掲示板に書き込んだり、画像などの情報をアップロードすること。
拡散	・自分の知っている被害者の個人情報や他の人に知られたくない情報や画像等を手に入れ、それをインターネット上に公開し拡散すること。
だまし拡散	・第3者をだまして、被害者の個人情報、他の人に知られたくない情報や画像等を手に入れ、それをインターネット上に公開し拡散すること。
仲間はずれ	・インターネット上のグループから、被害者を意図的に仲間外れにすること。

和久田学「学校を変えるいじめの科学」より抜粋

(1) ネットいじめの特徴

ネットいじめにはインターネットの特徴が反映されます。従来からある現実のいじめと異なる点は、

- ・匿名性が高く安易な発言が可能のため、子どもが加害者にも被害者にもなりやすい
- ・いじめがあるのを知っている傍観者の数が多いが、そのために仲裁活動をしないなどの責任忌避の傾向が強い

・インターネットがあるところであれば場所や時間を問わずいじめが発生しやすいなどが挙げられます。

ネットいじめの匿名性の高さや地理的・時間的な制約の少なさは、いじめの場面が限られる現実のいじめと違い、被害者に逃げ場のなさを感じさせやすい可能性があります。

また、ネットいじめは現実のいじめに起因する場合もあれば、現実とは関係なくインターネット上でだけ独立したいじめが発生する場合があります。身近な大人が子どもたちのインターネット利用の実態を十分に把握していないと、いじめの早期発見が難しくなり、効果的な対策を立てにくいという問題も指摘されています。(文部科学省、2016)

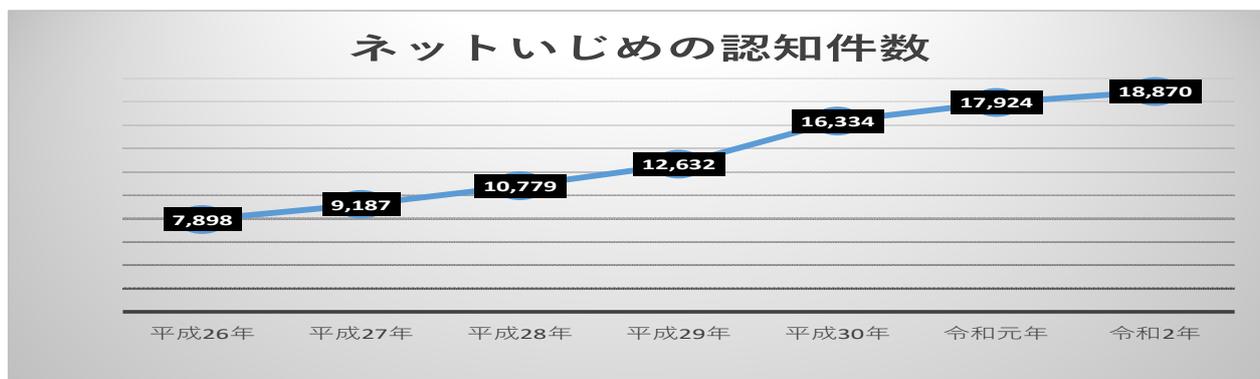
インターネットには、匿名で利用できるサービスがたくさんあります。しかし、匿名だからといって、個人が特定されないとは限りません。

例えば、不適切な投稿をして閲覧者を怒らせてしまったり、面識のない人から一方的に好意を寄せられたりした際、SNSの過去の投稿などから個人情報を探られてしまうことがあります。詳細な個人情報を書いていなかったとしても、写真に写りこんだ背景や友人の投稿など、断片的な情報を組み合わせることで個人を特定されるケースもあります。

「公開されている」「取り消せない」「実際は匿名性が低い」という特性を子どもたちに正しく理解させ、見られてもいいもの、消せなくなってもいいもの、投稿者が自分とわかってもいいもの以外は投稿しないよう、指導することが大切です。

(2) ネットいじめの現状

子ども社会におけるネットいじめは 2000 年代に顕在化し、ニュースなどで取り上げられるようになりました。(浅田、2021) 文部科学省が行った調査の結果では、小中校全体で認知されたネットいじめの件数は、2020 年までの 7 年間で一貫して増加傾向にあります。



また、2020 年度の調査では、いじめの認知件数自体は前年比約 15%減少 (コロナウイルス対策に伴う登下校・接触機会の減少も要因として考えられる) したものの「パソコンや携帯電話で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」の認知件数の増加がみられます。

さらに、2020 年度より「GIGA スクール構想」により、1 人 1 台端末が整備され、個人専用の学習端末でもインターネットにアクセスすることが可能となったことで、ネットいじめの問題は、子どもにとってますます身近な問題となっています。

2 ネットいじめの防止

ネットいじめについて、近年の状況から子どもたち自身だけでなく、保護者からも不安や心配している旨のことをよく聞きます。見えにくいことであり、その対応自体も子ども同士だけでなく、情報に対する対処も必要です。

しかし、情報ツールはもう不可欠な存在であり、情報の獲得、取捨選択、活用と生きる力の育成の一つに挙げられています。今、学びの一つとして推進していることから、その使い方や知識等を獲得させていく取組も重要であり、あわせて、発達段階に合わせた人間力の育成も課題です。ネットいじめの防止の取組はまさに、その機会です。学校においては、年間計画とともに常に子どもたちの状況に合わせて指導を展開していきましょう。

ユニセフでは、「ネットいじめについて知りたいこと」という質問を投げかけ、世界中の若い世代から集まった質問に専門家が答えました。子どもたちの質問は、今、直面している不安や心配そのものです。この内容を参考に、子どもたちと一緒に考え正しい認識を獲得する機会をつくりましょう。

「ネットいじめとは？」

- ・ デジタル技術を利用したいじめのこと。SNS，アプリ，携帯電話上でのやり取りなどで起こります。実生活の対面で起こる場合と異なり、デジタルな足跡が残ります。この記録こそがネットいじめを止めるのに役立つ証拠となりうるものです。

「冗談といじめをどう見分けるの？」

- ・ ネット上では、ただ相手がふざけているのか、あなたを傷つけようとしているのか、わからないことがあります。けれども、「あなた『を』笑っている」と感じたりする場合は、その冗談は度を過ぎているということになります。やめてほしいと頼んでもそのような行為が続き、嫌な思いをし続けるのであれば、それはいじめの可能性もあります。あなたが嫌な思いをし続けているなら、我慢する必要はありません。信頼できる周囲の人に助けを求めましょう。誰もが互いに尊重されなければなりません。そのことをみんなが認識することが、ネットいじめをなくすことにもつながります。

「ネットいじめの影響は？」

- ・ ネットいじめにあうと、あらゆる場所で、自分の家にいる時ですら、誰かに攻撃されていると感じてしまうことがあります。逃げ場がないように思えることもあります。ネットいじめで受けた心の傷は深く、長時間にわたって、精神面、情緒面、身体面とさまざまな面に影響が及ぶ可能性があります。他人から受けたいじめのことを口に出せなくなったり、その問題と向き合いづらくなることもあります。さらに、命に関わる問題にもつながることもあり、心身ともに深刻な影響を及ぼします。

「誰に相談すればいい？」

- ・ まず、両親や身近な家族、普段から信頼関係がある大人など、あなたが信じて頼れる人に助けを求めることが大切です。学校で起きているのであれば、スクールカウンセラー、部活の顧問の先生、話しやすい先生などに相談するのもよいでしょう。知り合いに相談しづらい場合は、国などのヘルプラインにも相談窓口があります。
- ・ いじめがSNS上で起きている場合は、フォローを解除する、ブロックする、など相手から距離をとることを考えてください。また、いじめや不愉快な投稿を報告する機能を使うことも検討してください。ソーシャルメディア企業には、ユーザーの安全を守る義務があります。
- ・ テキストメッセージやSNS投稿のスクリーンショットなどを保存して、状況証拠を集めておくことも有効です。いじめをなくすには、いじめの存在を特定する必要があります。そのためには、報告することが重要な鍵になります。実際に身の危険を感じた時は、警察や緊急サービスに連絡しましょう。
- ・ それでも友達が報告したくないと言う場合は、その状況を助けてくれる信頼できる大人を、一緒に見つけてあげましょう。場合によって、ネットいじめは命に関わる問題に発展しかねないことを、忘れてはいけません。何もしていないでいると、その人は「誰もが敵だ」「誰も気にかけてくれない」と感じてしまうこともあるかもしれません。あなたの声かけで、きっと何かが変わります。

「友達がネットいじめを報告したがない場合、どう助けてあげられる？」

- ・ 誰もがネットいじめの被害者になる可能性はあります。もし、知り合いが被害にあっているのを見かけたら、支えになってあげてください。なぜいじめられたことを報告したくないのか、どんな気持ちなのか、など、友達の話に耳を傾けることが大切です。
公に報告する必要はなくても、助けてくれる人に相談することはとても重要だということを伝えましょう。
- ・ 友達の心はボロボロになってしまっているかもしれないということを、決して忘れないでください。どうか、優しくしてあげてください。誰に何を言うべきか、よく考えて手助けしてあげてください。いじめを誰かに報告することを決められないのなら、一緒に行くことを提案してあげてください。一番重要なことは、あなたがそばにいること、そしてあなたが助けになりたいと思っていることを伝えることです。

「インターネットを利用し続けながら、ネットいじめをなくすには？」

- ・ ネットいじめにあった時は、特定のアプリを削除したり、しばらくオフラインにして、心が回復するための時間をつくってみるのもいいでしょう。けれども、インターネットを利用しながら、ネットいじめをなくすためには、ネットいじめの存在を明らかにするために、勇気を出して報告することが重要です。
- ・ さらに、安全で理想的なインターネット世界の実現のためには、私たちみんなが、ネット上で発信したり、他人の投稿をシェアする前に、それらが他人を傷つける可能性がないかを、注意深く考えるようにならなければいけません。ネット上でも実生活でも、互いを思いやる必要があります。それは、私たち一人一人の行動にかかっています。

「ネットいじめにあっていてることを親に話すのが怖い・・・どう伝えたらよいの？」

- ・ いじめられていることを親に話すのは、誰にとっても簡単なことではありません。その話を打ち明ける時は、親にあなたの話を聞く十分な時間がある時を選んで話すことが一つの方法です。あなたにとって、その問題がどれほど深刻なのかを説明してください。親はあなたほど、ネットやSNSについて詳しくない可能性もあるので、親が理解できるように説明をするということを忘れないでください。

親が即座に解決策を出してくれることは難しいかもしれませんが、きっとあなたの助けになりたいと思ってくれ、一緒に解決する方法を考えてくれるでしょう。それでも、どうしたらよいか分からない時は、信頼できる他の人に相談することも考えてみましょう。あなたのことを心配し、助けてくれる人は、あなたが思っている以上にたくさんいます。

「ソーシャルメディア上で、個人情報の悪用を防ぐには？」

- ・ オンライン上に何かを投稿したりシェアしたりする前に、それは永遠にオンライン上に残り、後々あなたを害するために利用される可能性もあります。住所、電話番号、学校名などの個人的な情報は決して公開してはいけません。
- ・ また、お気に入りのSNSのアプリのプライバシー設定について知っておきましょう。ここでは、多くのアプリで可能なことを紹介します。ほとんどのソーシャルメディアでは、あなたがブロック、閲覧制限、報告などをしても、相手に通知がいくことはありません。

アカウントのプライバシー設定で、「誰」が閲覧等ができるか決める。
悪意のあるコメント等を報告、削除依頼する。
相手を完全にブロックする、特定の人のみに表示されるよう設定する。

以上のように、ネットいじめは何気ない日常の中で発生するものであり、その対応もますます難しくなってきていますが、いじめ防止の観点から子どもたちが正しく知ることも重要なことです。

本ユニセフの回答を是非、参考にして子どもたちがネットいじめの被害者や加害者にならないよう、また、未然防止につながるよう、子どもたちとともに考える機会をつくりましょう。

(1) ネットいじめの防止のために

インターネット問題は、起きてしまうと完全な解決は難しく、情報が瞬時に拡散されてしまうため、特に充実した未然防止体制の構築が求められます。インターネットに関する問題が発生した際には、緊急かつ広い範囲での対応が求められます。そのため生徒指導担当者だけの対応では不十分で、学校・地域・家庭を挙げての取組が必要です。

① 学校でのポイント

○善良なデジタル市民になるための教育

デジタル空間は日常生活の一部でもあるため、インターネットに適用されるルールも現実空間に則したものでなければなりません。相手を敬う気持ちや社会的慣習を子どもたちに教える場合に重要なのは、インターネットの世界も例外ではなく、さらにデジタルメディアを通じてどのように行動し、コミュニケーションを取るべきなのかも同時に伝えることです。

○禁止するよりも意識の向上を図る

スマートフォンは日常生活の一部になっているからこそ、禁止は逆効果であり、知識の共有や相互扶助など、人の役に立つためにどのように利用すべきか考えさせることが効果的です。これにより、社会に対する考えが変わることが期待できます。

○ネットいじめを通報できるような協力体制の構築

学校で起きるいじめのほとんどが、次の被害者になることを恐れ、大人から叱られるということから自分の身を守るために黙っているという統計も見られています。この場合、スマートフォン自体に問題なく、使い方が間違っていることが問題だということを理解させるとともに、子どもたちが気兼ねなく話せる、聞いてもらえる居場所の確保が重要です。

○相談できる関係づくり

問題が起きた時、誰に相談したら良いのかを前もって知っておくことが重要です。この場合、相談する相手と信頼関係が構築できているかがポイントであり、子どもたちが教師や信頼できる大人に、インターネットのリスク、安全性、適切な行動等のネット上の問題について相談してきた場合は、現実問題と同じように受け止め、解決策を探ることが重要です。そこでは、現実空間での経験は大人のほうが豊富であることを忘れてはなりません。

② 家庭でのポイント

○理解の促進・実態の把握

保護者自身が子どものスマートフォンやインターネットの特性と機能・性能に関する基本的な知識を持ち、デジタル機器で何ができるのか、利用にあたってどういう危険が考えられるのかの理解を深めることが重要です。

ネットいじめはインターネット上で行われることから、子どもの利用状況を的確の把握していないと、万が一に子どもがいじめに巻き込まれたとしても発見が遅れてしまいます。子どもの利用状況に関心を持ち、日頃から実態を把握しておくことが大切です。

○情報モラル教育の充実とルールの徹底

インターネットでのコミュニケーションは、相手の顔が見えないこと、文字だけのやり取りになるため、意図せず相手を傷つけてしまうことがあるかもしれないことを理解させ

ることが重要です。

また、公開範囲を限った掲示板やSNSに投稿した内容であっても、自分の想定範囲を超えて拡散してしまう可能性があることも知っておくことが大切です。

さらに、子どもと保護者が一緒にインターネットの利用ルールを設定し、その利用をモニタリングすることは、使いすぎの抑止、ネットいじめのリスクを低減することにつながります。

○子どものインターネット利用を見守る

子どもの利用状況の確認、利用時間の抑制、不適切なサイトへのアクセスブロックなど保護者が未然に防ぐ環境をつくっておくことが大切です。

○積極的な情報収集と相談機関の活用

家族団らんの時間は、子どもの心の安定にもたいへん有益です。この時間は子どもの成長を再確認しながら、「ほめる」「認める」ことを意識して関わることが重要です。子どもたちにとっては、家庭は、安心できる場であるため、興味関心があることや友達関係、学習への意識など会話の中に出てくることがあります。同じ土俵に立ちながらも、優しく導くことが重要です。中には、答えが見つからないこと、危険と隣り合わせの情報、対応が分からないこともあるかもしれません。そんな場合は、いつでも、学校に相談してもらえよう、日頃から保護者との関係づくりも進めることが重要です。

学校における取組

○学校における未然防止体制

学校においては、インターネット対策の中核となる取組について情報交換と方針策定のための協議を行う組織を、校務分掌に位置付けることが求められます。

- 情報集約と方針決定

学校で起きているインターネット問題の集約と対策の方針決定を行うために定期的に会議を行います。

- アンケートの実施

インターネットの利用内容、利用時間、ネットの知識の把握等、児童生徒のインターネット利用の実態把握のためのアンケート調査を行います。

- 啓発活動の実施

講演会等を通じて児童生徒への啓発を図るだけでなく、児童生徒が授業（技術家庭、道徳科、特別活動など）の中で系統的にインターネットの知識や課題解決方法について学ぶ機会を設けることが求められます。

- 児童生徒間の話し合い、ルールづくり

インターネット利用は学校だけではなく、家庭での利用も多いので、教職員や保護者が一方的に教えたり指導したりするだけではなく、児童生徒がインターネットの扱いについて主体的に考えて、その利便性や影響について議論しながら、身近な課題としてルールを定める機会を用意することも大切です。

インターネットトラブルの発生を把握した場合、緊急会議を開催し、トラブル情報の共有、当該児童生徒及び周辺児童生徒への対応にあたります。

児童生徒がトラブルに巻き込まれた場合、しかるべき大人に早急に相談することが必要です。インターネットトラブルは、教職員や保護者からは見えにくいので、児童生徒が自主的に相談・通報できる窓口の設置が不可欠です。

また、学級・ホームルーム担任や養護教諭等が相談を受けた場合、個人の判断で対応せず、組織的に対応することが求められます。

各学校においては、教職員がインターネットをめぐる課題への対応についての理解を深めた上で、児童生徒がインターネット問題の対応についての知識を身に付けるように働きかけるとともに、インターネットトラブルを生まない環境づくりを目指すことが不可欠です。加えて、トラブルが発生しても自分たちで解決できる人間関係づくりや教職員への相談体制の充実を図り、さらに課題解決に向けて児童生徒と教職員、保護者及び地域等が連携して対応できるシステムづくりを推進するような体制を整備することが急務です。

○ 教育課程全体での未然防止

インターネット問題は、学校や教職員が事態を把握することさえ難しく、気付いたときには取り返しのつかない、大きな問題に発展していることもあります。そのため、各学校においては、情報モラル教育などを通して、未然防止の取組を講じることが重要です。特定の時間だけでの指導ではなく、教育課程全体（家庭科・技術家庭科、道徳科、特別活動等）を横断して未然防止に取り組むことが必要です。

SNS等で学校外の不特定多数を巻き込んでいる事案、法に触れてしまっている事案など、インターネット問題は、学校内だけでは解決が難しい場合もあります。したがって児童生徒自身が、インターネットが広く社会全体につながり、リアル社会と同じように法律で制御されていることをしっかりと把握する必要があります。法的制裁の対象になっていないことであっても、道義的に許されないこともあるため、ネット利用上のマナーについても理解することが必要です。

○ 児童会、生徒会で取り組む未然防止

児童生徒の帰宅後のインターネットの利用状況について、教職員が十分に把握することは困難です。したがって、インターネットの利便性や影響について児童生徒自身が主体的に議論しながらルールを定める機会を持つことが求められます。また、そのことは、高度情報化社会を生き抜いていく児童生徒にとって重要な経験となります。

児童生徒が、学級・ホームルームや児童会・生徒会等で議論しながら主体的にルールを定めることは、児童生徒がルールを守ることの重要性を自覚するきっかけになります。

○ 早期発見の基本的な考え方

インターネット問題が起きた場合、SNS等で広がった後で、学校や学校の教職員が知るものが少なくありません。多くの場合、児童生徒が事前に知っていて対応に苦慮しているにもかかわらず、どこに相談するべきかわからなかったり、教職員が対応してくれるのか、相談することで大きくなるかといった不安があったりすることから、学校や学校の教職員に相談しないようなことも少なくありません。

そのため、まず教職員がインターネット問題に興味を持ち、児童生徒のインターネット利用実態の変化に敏感であることが必要です。さらにインターネット問題だけではなく、日常の些

細な困難や悩み事を気軽に教職員等に相談できる信頼関係を築くことと、この問題に特化した相談窓口整備を含めたシステムを構築することが求められます。

インターネット問題は、SNS等、多くの人が目にする場所で起きることが多いので、発見ルートとして、本人からの訴えや当該保護者からの訴えだけではなく、級友等からの報告も重要です。また、ネットパトロール等、外部の機関の協力を得ることも重要な方策です。

○ 保護者や地域への啓発活動

インターネット問題には、学校、家庭、地域が連携して取り組む必要があります。危険性の周知だけではなく、フィルタリング等の普及やルールづくりの必要性を伝えておくと、早期発見につながる場合があります。児童生徒への周知に加えて、リーフレットなども活用しながら、保護者等に対してもフィルタリング設定の必要性やパスワードの扱いなどについて伝えておくことが必要です。

○ 学校、家庭、地域での居場所づくり

各種調査から、学校、家庭、地域に居場所がない児童生徒が、逃げ場としてインターネットを利用していることが分かってきています。そのため、児童生徒が安心できる居場所づくりに取り組むことも重要です。

3 基本的な対応

(1) 対応原則の共通理解

インターネットに関する問題を把握した場合、当該児童生徒の被害拡大を防ぐことを最優先します。インターネット上の情報は拡散性が強いので、一刻を争う事態も少なくありませんが、まず当該児童生徒及び保護者等と一緒に解決していく姿勢を示すことが必要です。当該児童生徒の意向を把握しないで、学級会や学年集会、保護者集会等を開催して解決に向かおうとすると、信頼の喪失につながることもあります。法的な問題に直面することも多いので、専門家の見解を踏まえながら、対応の方針について具体的な方策を提示し、児童生徒や保護者に選択させることも重要です。

ネットいじめに関して、学校及び学校の教職員が対応を求められていることは、

学校における指導等

- 誹謗中傷、炎上等悪質な投稿
- ネットいじめ

○放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、関係機関等と連絡を密接に取り合いながら対応を進める必要があります。誹謗中傷やなりすまし事案への対応では、インターネットに精通した専門家の支援の下、児童生徒自身や保護者から削除要請しなければならないこともあります。

(2) 対応方針の前提

① 情報収集と丁寧な聴き取り

インターネット上には膨大な情報があふれており、被害者、加害者がどの程度の影響を受けているのか、又は及ぼしているのか当事者自身が把握できないなど、インターネット

に関する問題は、全貌が分かりにくいのが特徴です。そのため、一部の情報やコメントだけで方針を決定するのは危険であり、不断の情報収集と丁寧な聴き取りが必要になります。

また、児童生徒の事案の認知状況によって対応が大きく変わってきます。インターネットにおける問題は、被害者・加害者に加え、その他学年・学校の児童生徒にも急速に広がることもあり、広く児童生徒への周知及び指導が必要な場合もあります。方針確定のために周囲の児童生徒への聴き取りが必要な場面も少なくありませんが、そのことによってデリケートな個人情報が流布してしまい、さらにSNS等で拡散されることもあるので、慎重な対応が必要です。

② アセスメントに基づいた対応方針のすり合わせ

丁寧な情報収集によるアセスメントに基づいて、対応方針をすり合わせる必要があります。学年等での教職員間の対応を統一しておくことは必須ですが、異なる自治体の児童生徒が関わることも珍しくないため、その際には学校と教育委員会等や学校間で連携を図り対応していくことも必要になります。

③ 具体的な対応方法

・誹謗中傷、炎上等悪質な投稿

児童生徒がインターネット上で誹謗中傷を受けたり、自分の投稿に対して批判や悪口を数多く書かれたりすることがあります。内容や状況によっては、学校及び教職員等は、本人又は保護者の意向に応じて、「インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内」を参照するなどして、適切な相談窓口を伝える等の手助けをすることが求められます。

・ネット起因の人間関係のもつれ

インターネット上の書き込みをきっかけに児童生徒間の人間関係がこじれることがあります。SNSでのやりとりは基本的に文字を中心としたコミュニケーションであるため、勘違いや間違っただけの思い込みをきっかけにトラブルに発展することも珍しくありません。インターネット上で過激な表現を用いた直接的な言葉の攻撃に加え、不特定多数の人が目にするような場所に誰がターゲットか一見分からないような言葉を書き込んだり、特定の人物を除いたメンバーでやり取りしたりすることが増えています。

インターネット上での人間関係のもつれは、その記録を何度も見直すことができるため、怒りが持続し、さらに広く児童生徒のコミュニティに拡散されてしまい、解決が困難になります。児童生徒にとって、インターネット上のコミュニケーションは、リアルでのコミュニケーションと同程度に重要であるため、文字でのコミュニケーションの難しさ等について、あらゆる教育活動を通じて啓発、指導していくことが求められます。

(3) 家庭への支援

ネットの長時間利用など、学校だけでは解決することが難しい、家庭におけるインターネット利用上の課題もあります。そのため、学校、家庭、地域を挙げた取組が必要であり、家庭における、利用時間・場所などのルールづくりやフィルタリングの設定についての指導・援助が求められます。各学校や教育委員会等は、保護者を対象とした集会の際などに、ルール設定のモデルを提示するなどの取組を行うことも考えられます。

(4) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」が発見された場合、次の点に留意して児童生徒への対応・指導を行っていく必要があります。

① 被害児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、学級担任だけで対応するのではなく複数の教師で情報を共有して対応し、いじめられた児童生徒を守り通すことが重要です。スクールカウンセラー等を活用するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、必要に応じて面談を実施するなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援が大切です。

② 加害児童生徒への対応

加害児童生徒が判明した場合には、加害児童生徒自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、SNS等に誹謗・中傷を投稿したという例などもあるため、被害児童生徒からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要です。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童生徒に対するケアも行う必要があります。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童生徒が軽い気持ちで投稿していたり、加害児童生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があります。そのため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されています。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められます。

③ 全校児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、児童生徒が「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要です。

(5) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、家庭訪問などを行い、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めることが重要です。加害児童生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用のあり方についての説明を行うことが必要です。

加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となります。

(6) 関係機関との連携と相談窓口の周知

① 警察との連携

これまでも学校警察連絡協議会の場等において、学校と警察の連携が図られてきましたが、インターネット問題についての情報交換は必須です。また、「非行防止教室」等、警察官が学校に出向いた講話の機会に、インターネット問題について話してもらうことも効果的です。

またインターネットトラブルが起きたときにすぐに対応してもらえるように、普段から情報交換を含めて、密接に連絡を取り合っておくことが求められます。

② 相談機関の周知

インターネット上で様々な問題に直面した際には、関係機関に加え、相談内容に応じて各種相談窓口に問い合わせることも考えられます。

居住地域にどのような関係機関や相談窓口があるかを、相談機関一覧表を配布するなどして、児童生徒や保護者に周知しておくことも大切です。

VI 資料

■ 相談機関一覧

名称・所在地	電話番号	受付時間
相談ホットライン 徳島市幸町2-5 市青少年育成補導センター内	622-7500	月～金 09:00～18:00
相談電話 徳島市幸町2-5 市学校教育課内 人権教育係	621-5430	月～金 08:30～17:00
子ども家庭総合支援室家庭支援担当 家庭児童相談 徳島市沖浜東2丁目16番地	621-5122	月～金 08:30～17:00
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	毎日 24時間
徳島県中央こども女性相談センター（児童相談担当） 徳島市昭和町5丁目5-1	622-2205	月～金 08:30～17:00
こども何でもダイヤル 徳島市川内町大松837-1 こども家庭支援センター・ひかり内	635-0303	毎日 13:00～18:00 12/29～1/3 除く毎日
ときわプラザ相談室 徳島市徳島市山城町東浜榜示1-1 徳島県子ども・若者総合相談センター	626-6188	月・水・木・金・土 10:00～12:00 15:00～17:00
徳島県精神保健福祉センター 心の相談（来所相談） 徳島市新蔵町3-80	予約受付 602-8911	月～金 09:00～16:00
徳島県立総合教育センター 特別支援・相談課 板野郡板野町犬伏字東谷1-7	672-5200	月～金 09:00～17:00
徳島県警察本部いじめホットライン 徳島市万代町2丁目5-1 徳島県警察本部少年サポートセンター	623-7324	毎日 24時間
徳島県警察本部ヤングテレホン 徳島市万代町2丁目5-1 徳島県警察本部少年サポートセンター	625-8900	月～金 08:30～17:00
子どもの人権110番 徳島市徳島町城の内6-6 徳島地方法務局内	0120-007-110 622-8110	月～金 09:00～17:15
徳島地方法務局 人権擁護課 徳島市徳島町城の内6-6 徳島地方法務局内	622-4171	月～金 08:30～17:15
徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所） 徳島市助任本町5丁目40	652-4115	月～金 08:30～17:00
子どものこころの電話 徳島市幸町3丁目61 県医師会館内	TEL 657-0556 FAX 623-5679	月～金 10:00～16:00
こども家庭支援センター・ひかり 徳島市川内町大松837-1 徳島児童ホーム内	666-2211	毎日 09:00～19:00 (緊急時、時間外も受付)

■ 引用・参考文献

- 徳島市教育委員会編『いじめをなくすために』徳島市教育委員会・2007年
- 徳島市教育委員会編『いじめをなくすために』徳島市教育委員会・2013年
- 徳島市人権教育・啓発推進指針・H19
- 文部科学省 第3次とりまとめ
- 森田洋司著『いじめとは何か』中公新書・2010年
- 向山洋一編著『「いじめ」は必ず解決できる』扶桑社・2007年
- 徳島県教育委員会編『いじめをなくすために』県教委いじめ問題プロジェクトチーム・2007年
- 福岡県教育委員会編『いじめの早期発見・早期対応の手引き』福岡県教育委員会・2007年
- 群馬県教育委員会編『いじめ問題対策マニュアル』群馬県教育委員会・2010年
- 横浜市 児童・生徒指導の手引き（資料編）
- 生徒指導・進路指導研究センター編『生徒指導リーフ4「いじめアンケート」』2012年
- 生徒指導・進路指導研究センター編『生徒指導リーフ7「いじめの理解」』2012年
- 生徒指導・進路指導研究センター編『生徒指導リーフ8「いじめの未然防止Ⅰ」』2012年
- 生徒指導・進路指導研究センター編『生徒指導リーフ9「いじめの未然防止Ⅱ」』2012年
- 生徒指導・進路指導研究センター編『生徒指導リーフ10「いじめと暴力」』2013年
- 生徒指導・進路指導研究センター編『生徒指導リーフ12「学校と警察等との連携」』2013年
- 横浜市教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課
- 館林市教育委員会
- ネットいじめ等の防止に関するガイドライン
- PITCREW（埼玉県教育委員会）
- 押さえておきたいインターネットの3つの特性

「いじめ防止対策推進法」の概要

※文科省のホームページをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

■ 「いじめの問題に対する施策」について

※文科省のホームページをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

- 1 いじめ防止対策推進法
- 2 いじめ防止基本方針
 - いじめ防止基本方針策定協議会
 - いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日））
- 3 いじめの定義
- 4 子ども（こども）のSOSの相談窓口（そうだんまどぐち）
- 5 いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針
- 6 いじめの問題に対する取組事例集
- 7 いじめ防止対策協議会
- 8 関係機関との連携通知
- 9 平成18年以降のいじめ等に関する主な通知文と関連資料
- 10 いじめの問題に関する緊急調査結果
- 11 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議
- 12 学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議（報告書）
- 13 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒へのいじめ防止について

■ 生徒指導提要改訂

※文科省のホームページをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

いじめ根絶をめざして

令和5年7月 発行

【監修】

国立大学法人 鳴門教育大学
大学院学校教育研究科
高度学校教育実践専攻 生徒指導コース
教授 池田 誠喜 氏

【編集・発行】

徳島市幸町2丁目5番地
徳島市教育委員会
事務局 青少年育成補導センター
TEL 088-621-5423